

第6次春日井市障がい者総合福祉計画

【中間案】

令和6年3月
春日井市

目次

第1章 計画策定について.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	2
2 国の動向.....	3
3 計画の位置づけ.....	5
4 計画の対象.....	6
5 計画の期間.....	6
第2章 障がいのある人の現状と推計、サービスの実績と評価.....	7
1 人口の推移と推計.....	8
2 障がいのある人の推移と推計.....	9
3 障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価.....	16
4 地域生活支援事業の実績と評価.....	24
5 障がい児通所支援・相談支援の実績と評価.....	26
第3章 計画の基本的な考え方.....	29
1 基本理念.....	30
2 基本的視点.....	31
3 重点目標.....	32
4 施策の体系.....	33
第4章 施策の推進.....	35
1 生活支援.....	36
2 障がい児の支援.....	44
3 保健・医療.....	49
4 教育.....	52
5 文化芸術活動・スポーツ等.....	55
6 雇用・就業、経済的自立の支援.....	57
7 生活環境.....	60
8 情報アクセシビリティ.....	62
9 防災・防犯.....	64
10 差別の解消及び権利擁護の推進.....	67
11 行政サービス等における配慮.....	70

第5章 計画の推進.....	72
1 庁内関係機関の連携.....	73
2 関係機関の連携.....	73
3 広報・啓発活動の推進.....	73
4 計画の進行管理.....	73
資料編.....	74
1 策定の経緯と体制.....	75

.....

第1章

計画策定について

.....

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、2011（平成23年）に「障害者基本法」が改正され、2012（平成24）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」、2016（平成28）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行されるなど障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。

また、2016（平成28）年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）」、2021（令和3）年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下「医療的ケア児支援法」という。）」が施行され、2022（令和4）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」及び「児童福祉法」が改正されるなど、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、家族支援の充実など、地域共生社会の取り組みが進められています。

一方で、市民ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題などの地域課題が発生しており、それぞれに合った適切な支援やきめ細かな対応が求められています。

そのため、本市の障がい福祉における考え方や理念など、今後の方向性や目標を明確にして共有するとともに、地域課題に対する解決策を地域住民と共に考え、市民・障がい者団体・事業者・行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して取り組んでいくことが大切です。

このたび、「第5次春日井市障がい者総合福祉計画」が2023（令和5）年をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため「第6次春日井市障がい者総合福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 国の動向

障がい者施策に関わる主な関連法令の動向

障がいのある人に関する施策は、社会情勢に合わせ新たな法律の施行や制度の構築が行われるなど常に変化しています。本計画は、以下の法律、制度等を踏まえながら策定しています。

■国の動き

年	国の主な法律・制度等	概要
2006 (H18)年	障害者権利条約の国連総会採択	障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約
	障害者自立支援法の施行	福祉サービス体系の再編
2007 (H19)年	障害者権利条約への署名	障害者権利条約の締結に向けた法整備等の開始
2009 (H21)年	障害者雇用促進法の一部改正	障害者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等
2010 (H22)年	障害者自立支援法、児童福祉法の一部改正	利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化等
2011 (H23)年	障害者基本法の一部改正	目的規定や障がい者の定義の見直し等
2012 (H24)年	障害者虐待防止法の施行	障がい者の虐待の防止に係る国等の責務、早期発見の努力義務を規定
2013 (H25)年	障害者総合支援法の施行	障害者自立支援法を改称 障害者基本法の一部改正を踏まえた基本理念、障がい者の範囲の拡大、障害支援区分の創設等
	障害者優先調達推進法の施行	公的機関の物品やサービスの調達を、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進
	障害者基本計画(第3次)の策定	基本原則の見直しや障がい者の自己決定の尊重を明記
2014 (H26)年	障害者権利条約批准	障害者権利条約の批准書を国際連合事務総長に寄託 2014(平成26)年2月19日より国内において効力を生じる
2015 (H27)年	難病法の施行	原因が分からず、効果的な治療方法がない難病の医療費助成の対象を拡大
2016 (H28)年	障害者差別解消法の施行	障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止等
	障害者雇用促進法の一部改正	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化等
	障害者総合支援法、児童福祉法の一部改正	障がい者の地域生活の支援や障がい児支援へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等
2018 (H30)年	障害者基本計画(第4次)の策定	共生社会の実現を目指す、障がい者自らの決定に基づく社会参加、自己実現の支援を明記
	地域包括ケアシステム強化法の施行	介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけ等
	障害者文化芸術推進法の施行	障がい者の文化芸術活動の推進に関する施策の推進 地方公共団体に計画策定を努力義務化

年	国の主な法律・制度等	概要
2019 (R1)年	障害者文化芸術活動推進基本計画の策定	障がい者の文化芸術活動の幅広い促進、作品等の創造への支援強化、地域での作品等の発表、交流の促進等
	読書バリアフリー法の施行	アクセシブルな電子書籍等、視覚障がい者等の読書環境の整備等
	障害者雇用促進法の一部改正	障がい者の活躍の場の拡大及び国及び地方公共団体の雇用状況の把握等、国及び地方公共団体に障害者活躍推進計画の作成・公表を義務化、事業主に対する給付制度、中小事業主の認定制度の新設等
2021 (R3)年	障害者差別解消法の一部改正	事業者による障がい者への合理的な配慮の提供を義務化、国や地方公共団体の連携協力の責務の追加、差別を解消するための支援措置の強化等
	医療的ケア児支援法の施行	子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず、適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
2022 (R4)年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	障がいのある人が障がいの種類や程度にあったコミュニケーション手段を選択できるようにすることを規定
	児童福祉法等の一部改正	児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことを明確化、児童発達支援の類型の一元化、障がい児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化等
	障害者総合支援法の一部改正	障がい者等の希望する生活を実現するための障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等
2023 (R5)年	障害者基本計画(第5次)の策定	共生社会の実現に向けた支援とともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するための施策の基本的方向を明記

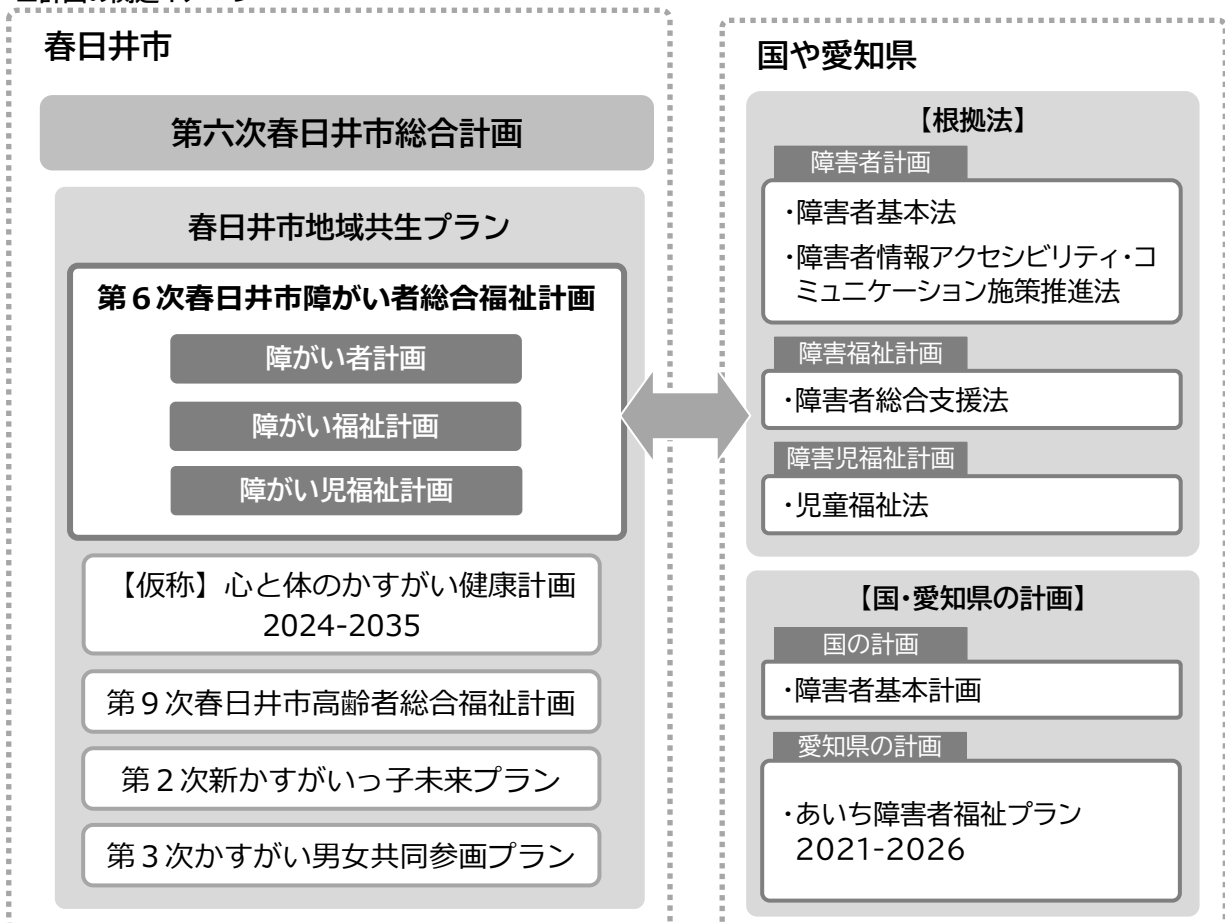
3 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）」第9条第1項に定める市町村障害者計画と、「障害者総合支援法」第88条第1項に定める市町村障害福祉計画、「児童福祉法」第33条の20第1項に定める市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

本市の「第六次春日井市総合計画」を上位計画とするとともに、「春日井市地域共生プラン」で示す共通して取り組むべき事項を踏まえて策定します。また、その他の福祉分野の計画をはじめ、市の関連計画とも整合を図っています。

また、国の「障害者基本計画」及び愛知県の「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」との整合を図っています。

■計画の関連イメージ



4 計画の対象

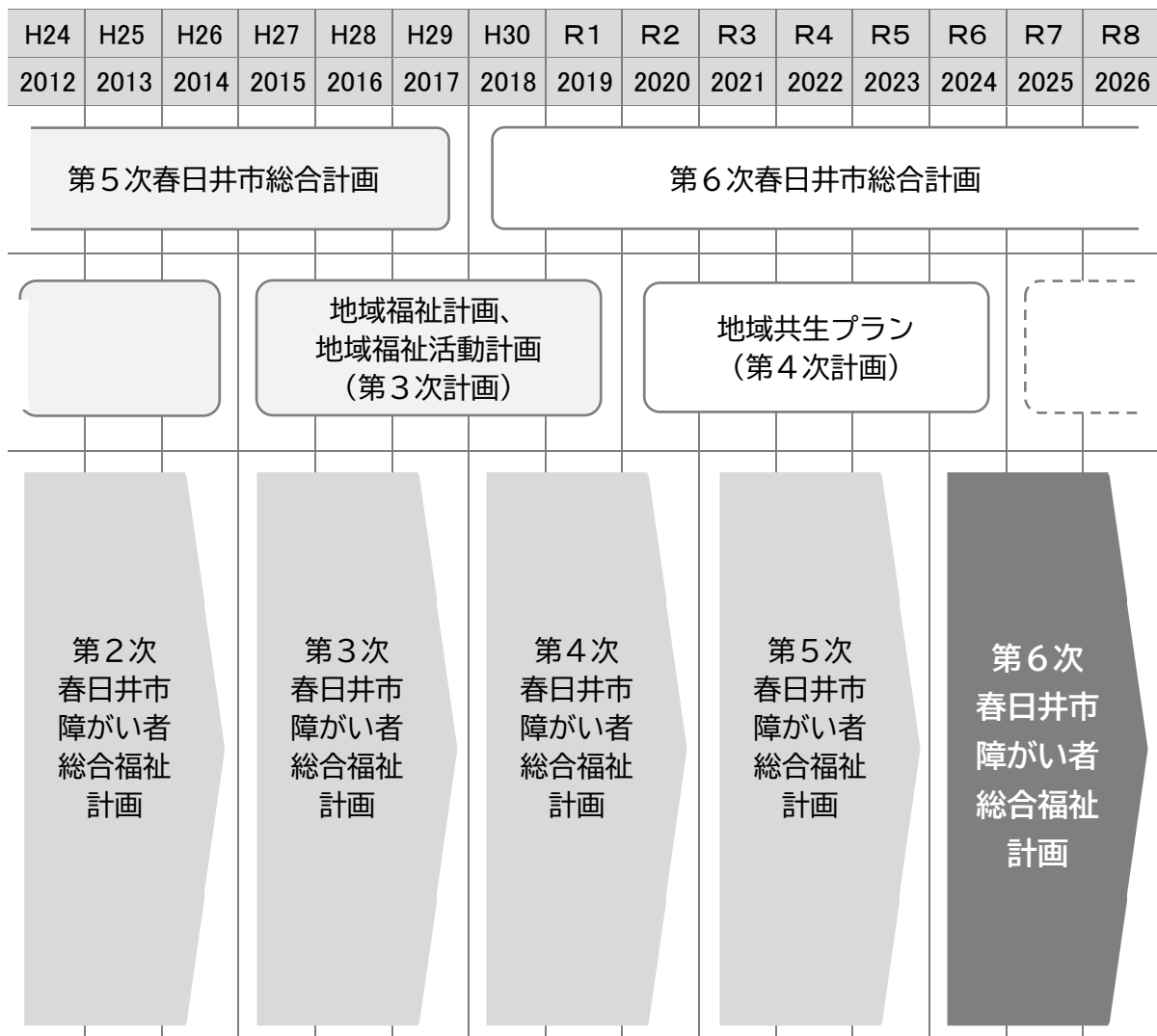
本計画は、市民、企業（事業所）、行政機関などすべての個人及び団体を対象とします。

また、「障がいのある人」、「障がいのある子ども」とは、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある人及び難病患者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。

5 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間とします。

（年度）



.....

第2章

障がいのある人の現状と推計

サービスの実績と評価

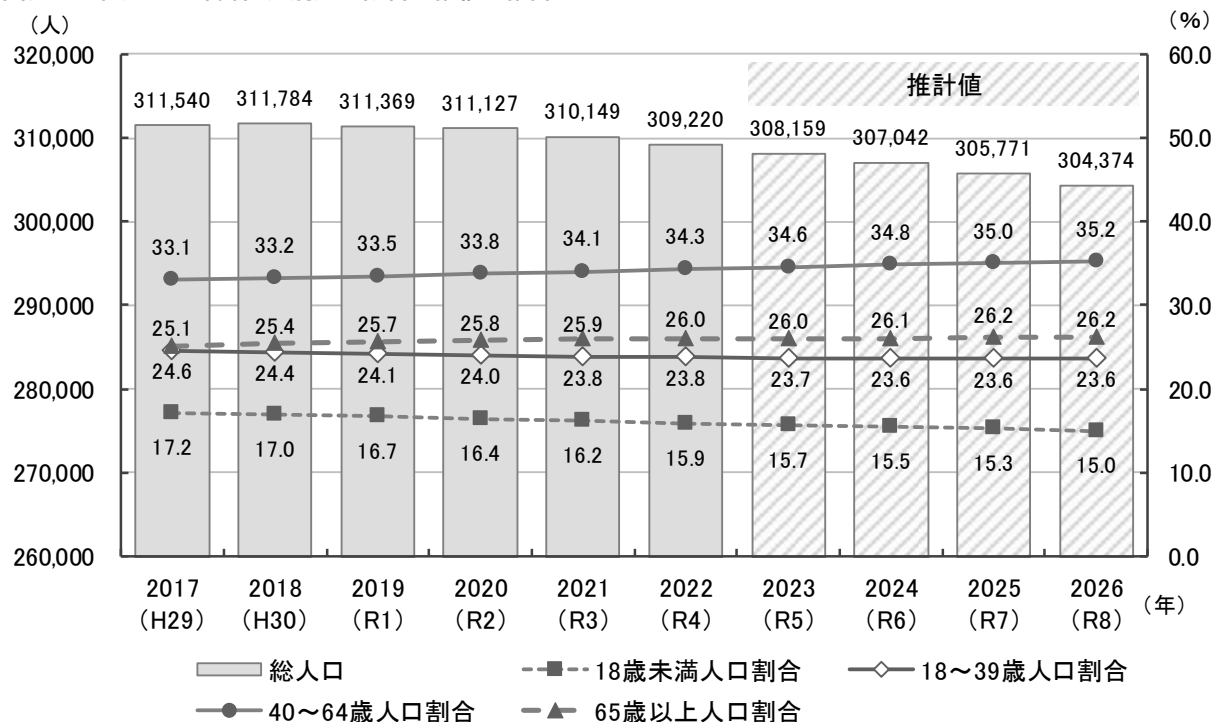
.....

1 人口の推移と推計

本市の総人口は、2022（令和4）年10月1日現在で309,220人となっており、2018（平成30）年以降は減少しています。年齢区分別人口割合をみると、18歳未満人口、18～39歳人口の各割合は少しずつ減少していますが、40～64歳人口、65歳以上人口の割合は少しずつ増加しており、少子高齢化が進行しています。

今後の推計をみると、総人口は減少することが見込まれます。また、高齢化率はゆるやかに高くなっていくことが見込まれます。

図表1 総人口と年齢区分別人口割合の推移と推計



資料：～2022（令和4）年：住民基本台帳（各年10月1日）、
2023（令和5）年～：コーホート変化率法による推計値

図表2 総人口と年齢区分別人口の推移と推計

(年)							▶推計値			
	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8
18歳未満	53,580	52,843	51,976	51,149	50,229	49,172	48,349	47,566	46,634	45,663
18～39歳	76,602	76,015	75,173	74,614	73,875	73,554	73,026	72,464	72,114	71,834
40～64歳	103,024	103,599	104,303	105,106	105,633	106,108	106,609	106,889	106,985	107,065
65歳以上	78,334	79,327	79,917	80,258	80,412	80,386	80,175	80,123	80,038	79,812
総人口	311,540	311,784	311,369	311,127	310,149	309,220	308,159	307,042	305,771	304,374

資料：～2022（令和4）年：住民基本台帳（各年10月1日）、
2023（令和5）年～：コーホート変化率法による推計値

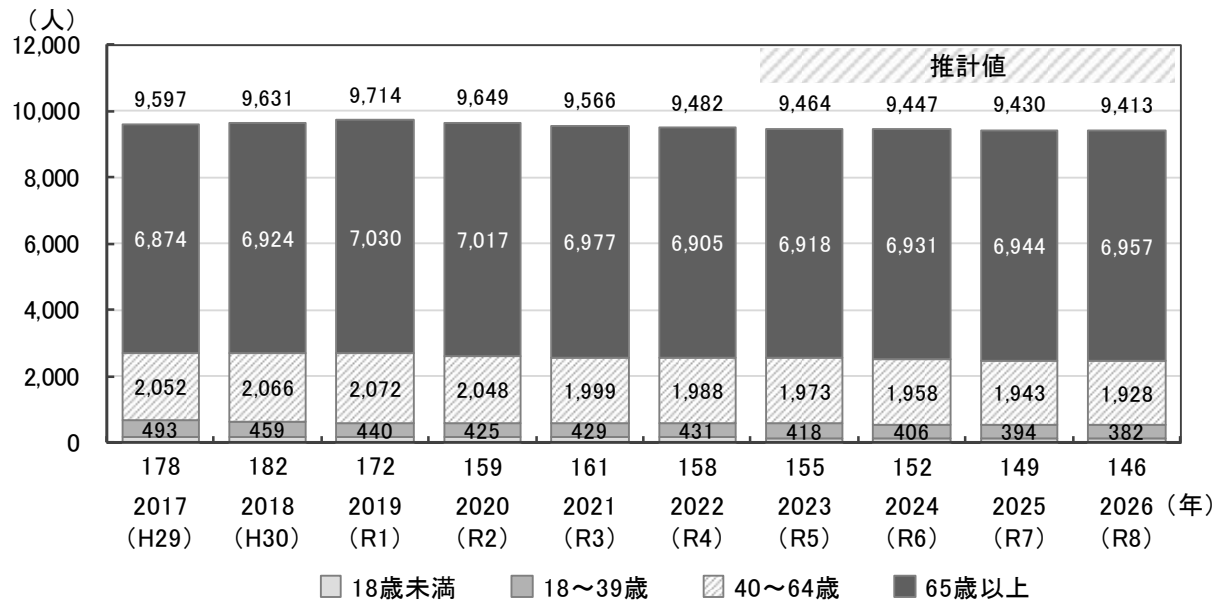
2 障がいのある人の推移と推計

(1) 身体障がいのある人の推移と推計

身体障がい者手帳所持者数は、減少傾向となっています。年齢区別にみると、65歳以上は微増が見込まれていますが、それ以外の年齢区分はゆるやかに減少していくことが見込まれています。

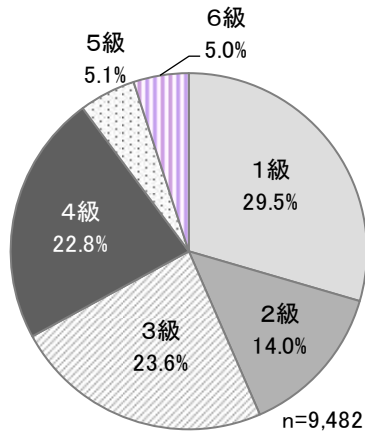
等級別でみると、1級の割合が約3割と最も高く、3級、4級もそれぞれ2割以上と高くなっています。障がい種別でみると、肢体不自由の割合が約半数と最も高くなっています。

図表3 年齢区別身体障がい者手帳所持者数の推移と推計



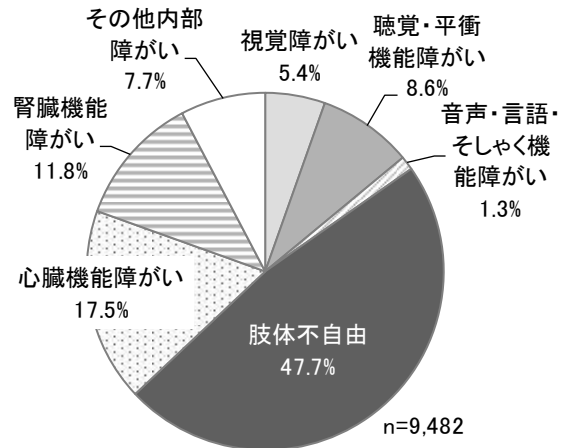
資料：各年10月1日

図表4 等級別身体障がい者手帳所持者数の割合



資料：2022（令和4）年10月1日

図表5 障がい種別身体障がい者手帳所持者数の割合

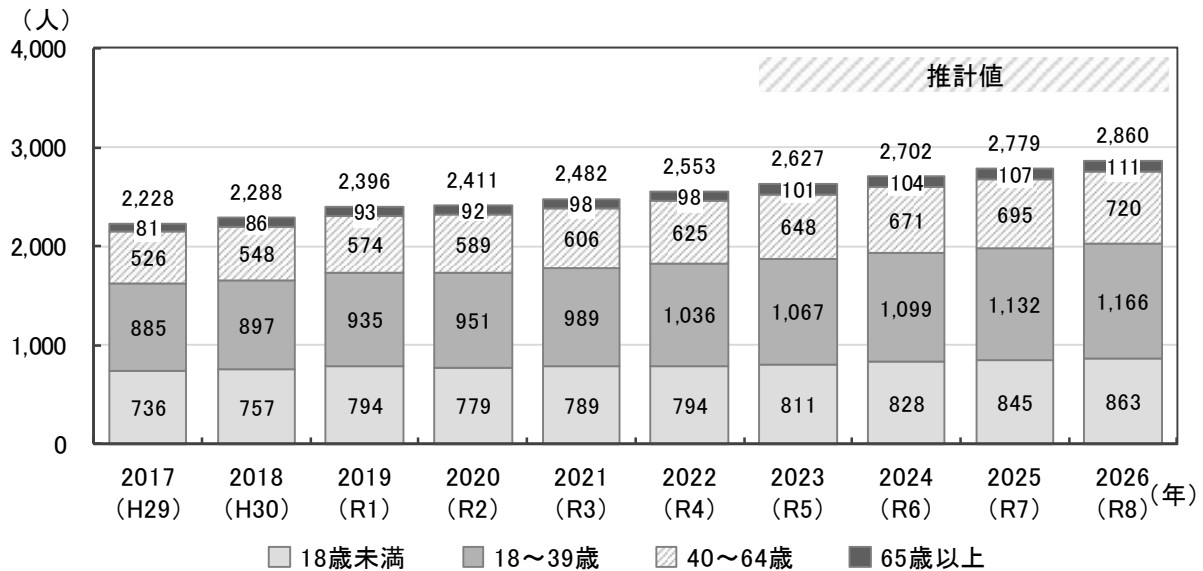


資料：2022（令和4）年10月1日

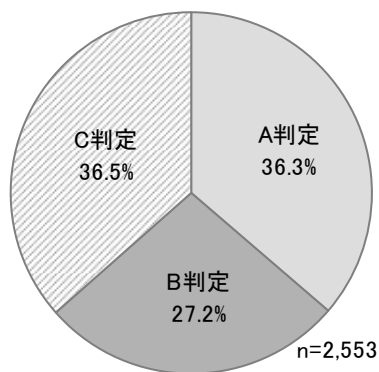
(2) 知的障がいのある人の推移と推計

療育手帳所持者数は、増加傾向となっています。年齢区別にみると、18歳未満と18～39歳が多くなっています。いずれの年齢区分も、ゆるやかに増加することが見込まれています。

図表6 年齢区別療育手帳所持者数の推移と推計



図表7 等級別療育手帳所持者数の割合



A判定：I Q35 以下又はI Q36～50 かつ
3級以上の身体障がい

B判定：I Q36～50

C判定：I Q51～75

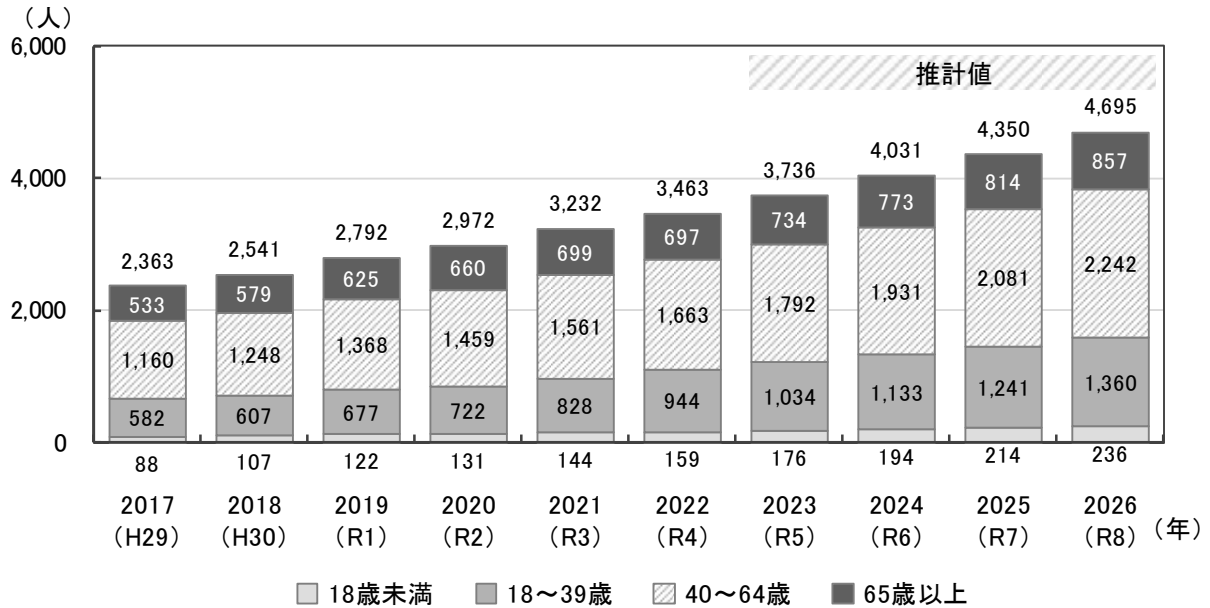
資料：2022（令和4）年10月1日

(3) - 1 精神障がいのある人の推移と推計

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、一貫して増加しています。年齢区別にみると、40～64歳が多く、いずれの年齢区分でも増加しています。今後も、いずれの年齢区分でも増加していくことが見込まれています。

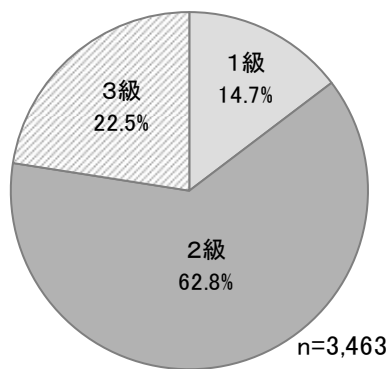
等級別でみると、2級の割合が約6割と最も高く、次いで3級、1級となっています。

図表8 年齢区別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移と推計



資料：各年10月1日

図表9 等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の割合



1級：日常生活を営むことが不能な程度

2級：日常生活に著しい制限がある程度

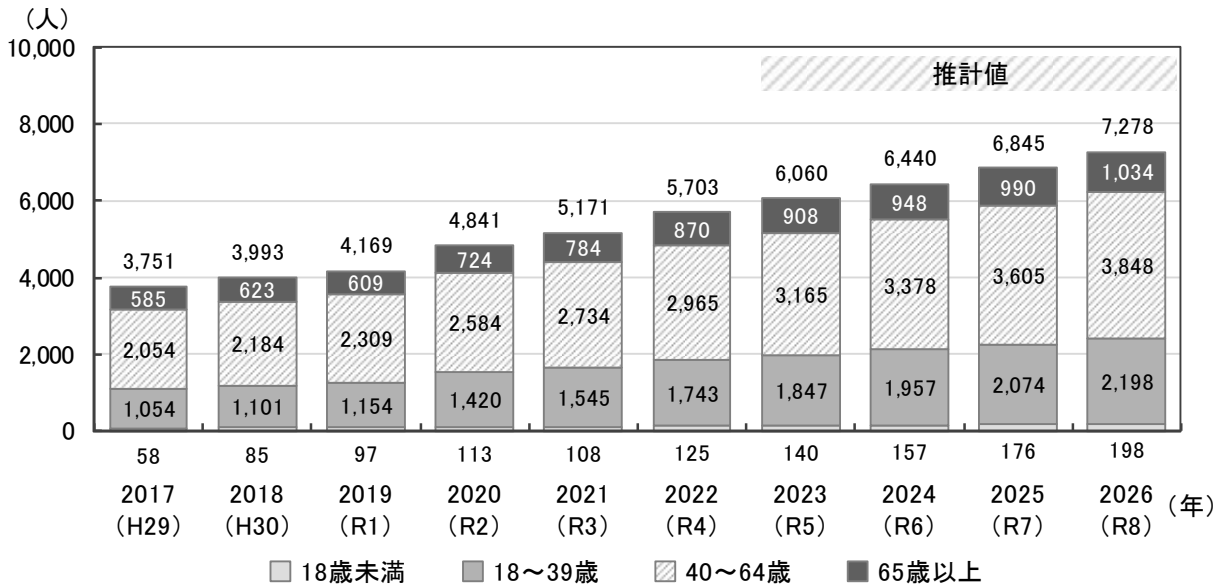
3級：日常生活に制限がある程度

資料：2022（令和4）年10月1日

(3) - 2 自立支援医療（精神通院）受給者の推移と推計

自立支援医療（精神通院）受給者数は、一貫して増加しています。年齢区分別にみると、40～64歳が多くなっています。いずれの年齢区分でも、増加することが見込まれています。

図表 10 年齢区分別自立支援医療（精神通院）受給者数の推移と推計



※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ有効期間を延長する特例措置が実施されたため、2020（令和2）年の受給者数が例年と比較して多くなっています。

資料：各年 10月1日

(4) 発達障がいのある人の現状

「発達障がい」とは、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。また、「発達障がい者」とは、発達障がいを有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける人、「発達障がい児」とは、発達障がい者のうち18歳未満の人とされています。

発達障がいは一見すると分かりにくいいため、周囲や本人自身が困難さに気づいたり、理解したりすることが難しいこともあります。

発達障がいのある人の数は？

文部科学省が2022（令和4）年に実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果では、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒は小・中学校の通常学級に8.8%在籍していると推計されました。

なお、2012（平成24年）に行った調査においては、一部質問項目等が異なるため、単純比較はできませんが、6.5%という結果でした。

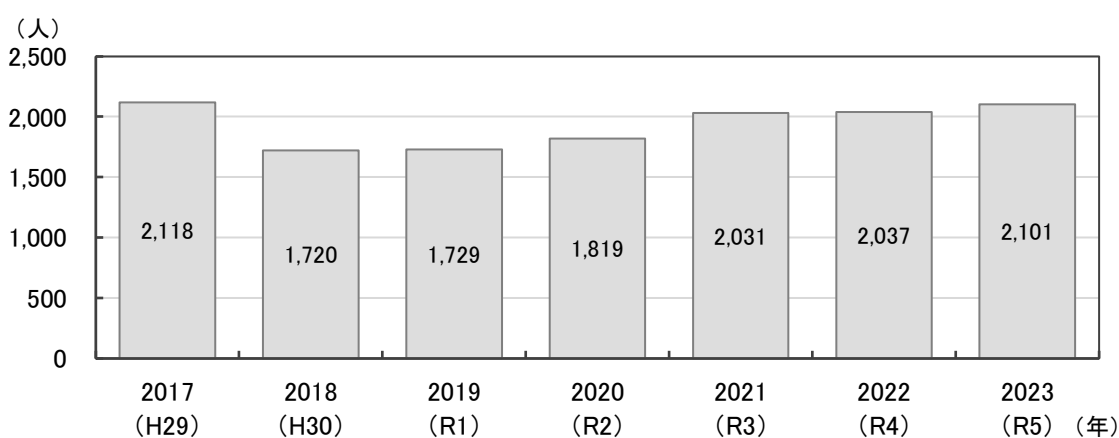
(5) 難病患者の推移

特定医療費受給者証（指定難病）の受給者数は2015（平成27）年に難病法が施行されたことにより、難病法施行前から継続して医療費助成を受けている軽症者の支給認定を行う経過措置が終了した2018（平成30）年に一旦減少しています。

小児慢性特定疾病受給者数は、2017（平成29）年以降増加していましたが、2021（令和3）年をピークに減少傾向となっています。

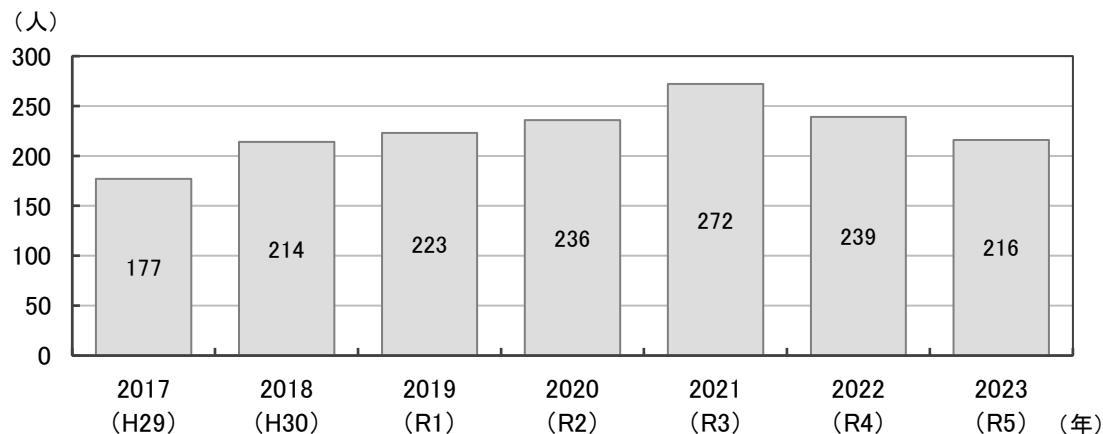
指定難病の対象となる疾病は拡大されており、2021（令和3）年11月からは対象疾病数が338疾病となっています。また、小児慢性特定疾病についても2021（令和3）年11月から788疾病が対象となっています。

図表11 特定医療費受給者証（指定難病）の受給者数の推移



資料：各年3月31日

図表12 小児慢性特定疾病の受給者数の推移



資料：各年3月31日

難病とは？

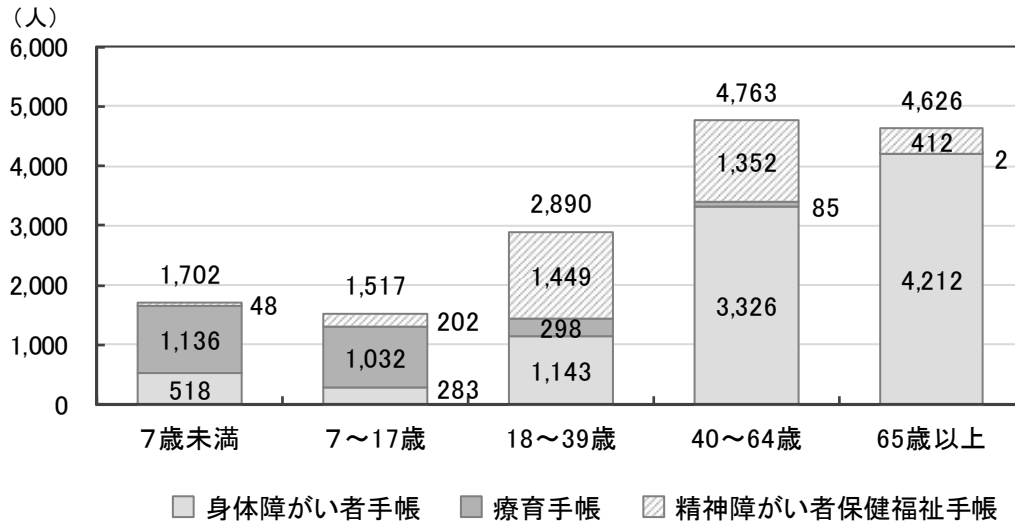
原因不明で治療方法が確立されていない希少な疾病で長期間の療養を必要とするものを難病といいます。患者本人のみならず、介助者への経済的・精神的負担が大きいため、医療費が高額となる疾病、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高い疾病については、特定疾患、指定難病とされ医療費が助成されます。

また、18歳未満の子どもの慢性疾病のうち、生命を長期に脅かす、症状や治療が長期にわたる、高額な医療費の負担が続くといった疾病については、小児慢性特定疾病とされ医療費が助成されます。

(6) 初めて障がい者手帳を取得した年齢

初めて障がい者手帳を取得した年齢は、身体障がい者手帳では40歳以上、療育手帳では18歳未満、精神障がい者保健福祉手帳では18歳から64歳が多くなっています。

図表13 初めて障がい者手帳を取得した年齢（手帳別）



資料：2022（令和4）年10月1日

(7) 特別支援学校・特別支援学級の児童・生徒数の推移

2019（平成31）年4月に瀬戸つばき特別支援学校が開校しました。特別支援学校、特別支援学級いずれも児童・生徒数は年度によって増減しています。

図表14 特別支援学校の児童・生徒数の推移 (人)

学校名	年度	小学部						中学部			高等部			合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	
支援学校 春日台特別	2020(R2)	5	9	10	10	9	9	10	20	10	33	33	31	189
	2021(R3)	4	5	7	10	10	9	9	14	19	27	33	31	178
	2022(R4)	12	4	7	7	10	10	15	9	12	33	28	30	177
	2023(R5)	6	14	7	8	7	8	13	10	9	18	33	23	156
支援学校 小牧特別	2020(R2)	6	3	5	1	0	3	3	5	6	1	9	8	50
	2021(R3)	3	6	3	5	1	0	3	3	5	7	1	9	46
	2022(R4)	2	3	6	3	5	1	0	3	3	5	7	1	39
	2023(R5)	2	1	3	6	3	5	1	0	3	4	5	7	40
特別支援学校 春日井高等	2020(R2)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	8	7	6	21
	2021(R3)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	9	8	7	24
	2022(R4)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	8	9	8	25
	2023(R5)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	13	8	9	30
特別支援学校 瀬戸つばき	2020(R2)	3	4	3	4	2	5	4	6	6	7	2	2	48
	2021(R3)	1	3	4	3	4	2	6	4	6	10	7	2	52
	2022(R4)	4	1	3	4	3	4	11	6	6	14	9	9	74
	2023(R5)	4	4	1	3	4	3	7	9	6	10	13	9	73

資料：各年5月1日

図表15 特別支援学級（小学校、中学校）の児童・生徒数の推移 (学級・人)

年度	小学校								中学校					合計
	学級数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	学級数	1年	2年	3年	合計	
2020(R2)	105	42	43	67	54	62	55	323	38	46	40	45	131	454
2021(R3)	108	47	55	59	75	62	61	359	39	48	54	40	142	501
2022(R4)	111	56	59	64	60	75	63	377	44	49	54	56	159	536
2023(R5)	121	78	72	64	73	64	82	433	44	51	55	54	160	593

資料：各年5月1日

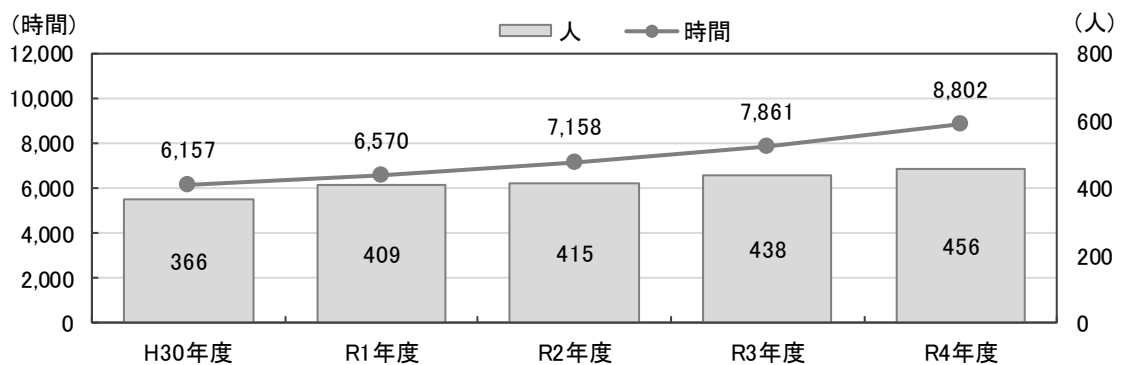
3 障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価

(1) 訪問系サービス

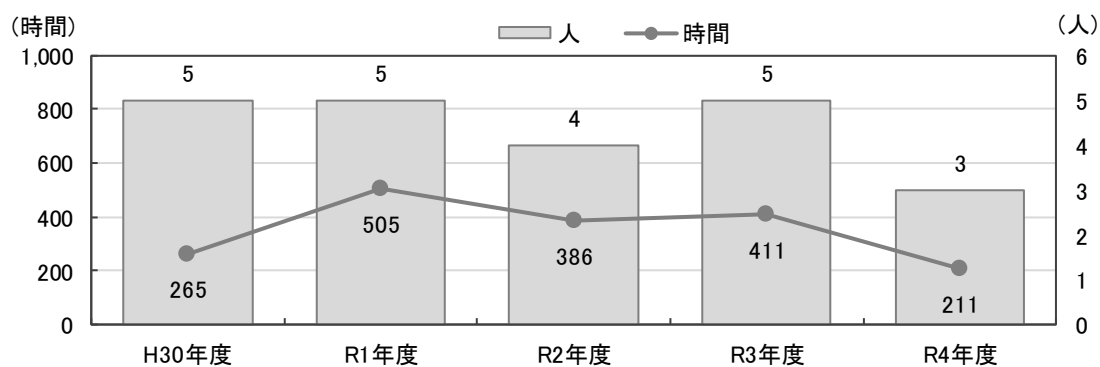
区分	単位	2018(H30)年度			2019(R1)年度			2020(R2)年度			2021(R3)年度			2022(R4)年度				
		活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	支給決定	利用率(%)
居宅介護	人	335	366	109.3	346	409	118.2	357	415	116.2	434	438	100.9	461	456	98.9	652	69.9
	時間	6,530	6,157	94.3	6,745	6,570	97.4	6,967	7,158	102.7	6,642	7,861	118.4	6,715	8,802	131.1	16,268	
重度訪問介護	人	11	5	45.5	12	5	41.7	13	4	30.8	6	5	83.3	7	3	42.9	4	75.0
	時間	770	265	34.4	840	505	60.1	910	386	42.4	624	411	65.9	714	211	29.6	488	
同行援護	人	32	29	90.6	34	30	88.2	36	36	100.0	32	39	121.9	34	37	108.8	45	82.2
	時間	416	380	91.3	442	342	77.4	468	423	90.4	374	454	121.4	410	441	107.6	996	
行動援護	人	23	21	91.3	24	18	75.0	25	16	64.0	23	16	69.6	24	25	104.2	35	71.4
	時間	253	238	94.1	264	178	67.4	275	134	48.7	244	147	60.2	252	384	152.4	879	
重度障がい者等包括支援	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	-
	時間	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	-

【活動指標】 1か月当たりでそのサービスを利用する人の数とその利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの
 【実績】 その年度の3月分の利用実績
 【達成率】 実績÷活動指標×100(%)で算出したもの
 【支給決定(人)】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数
 【支給決定(時間)】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している時間数
 【支給決定(延べ日数)】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している日数
 【利用率】 実績÷支給決定(人)×100(%)で算出したもの
 ※「3 障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価」において共通

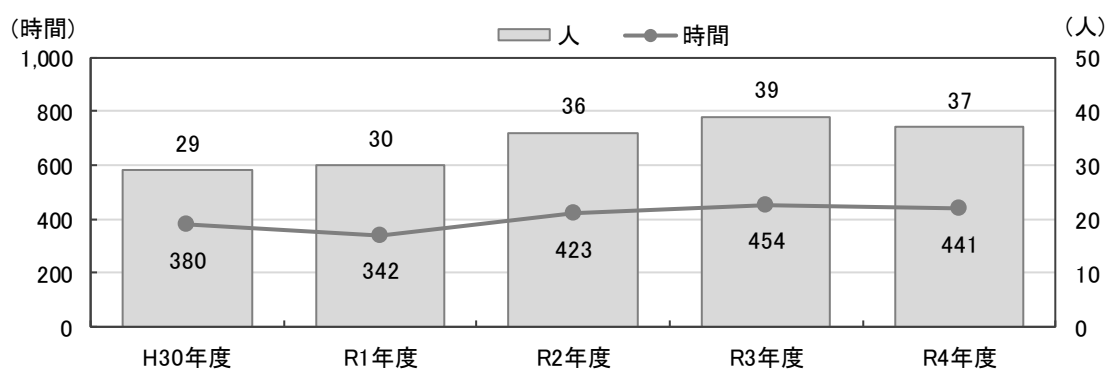
図表 16 居宅介護



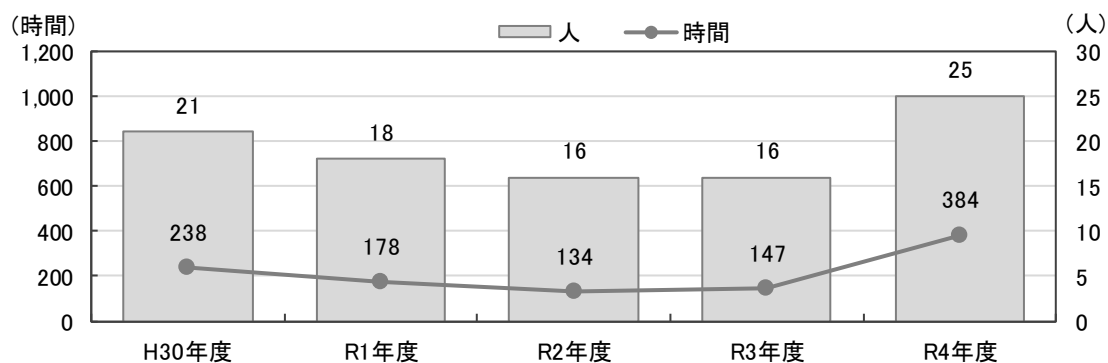
図表 17 重度訪問介護



図表 18 同行援護



図表 19 行動援護



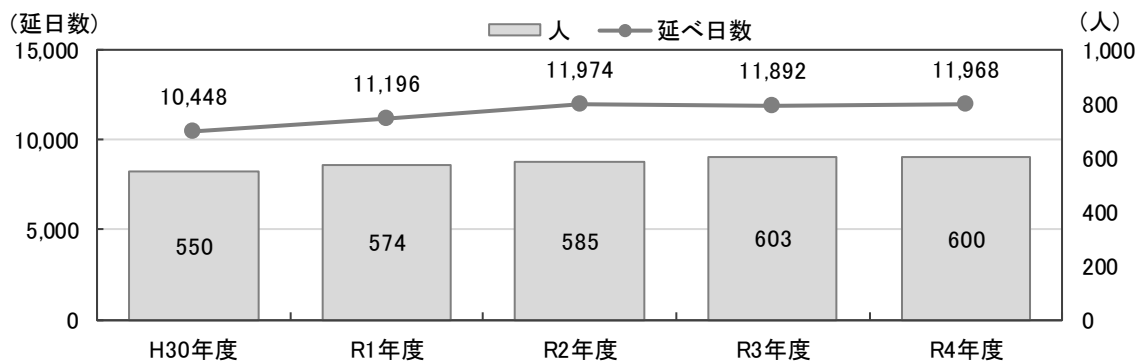
評価

- 居宅介護の利用実績は上昇していますが、担い手が不足しており、希望した時間帯、曜日、性別等のニーズに対応できていない状況です。
- 重度訪問介護、同行援護はサービスを提供できる事業所が少なく、新規の受け入れも難しい傾向があります。
- 行動援護の利用実績は、市内に新たな事業所が開設されたため増加していますが、実際のニーズには対応しきれない状況です。

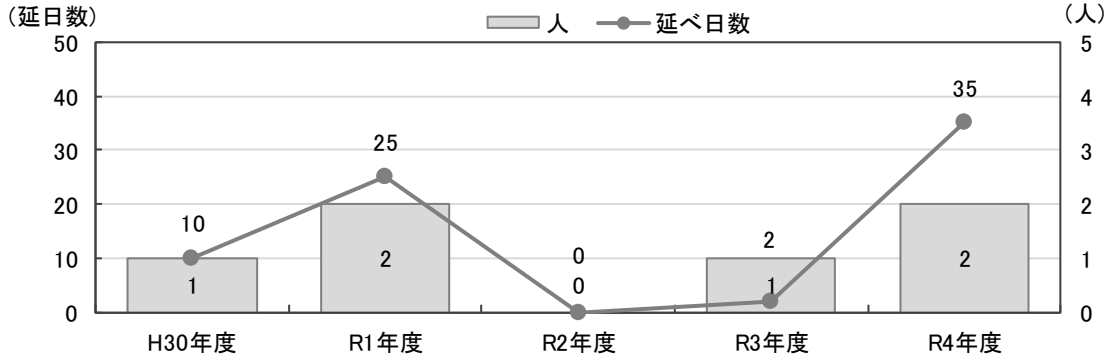
(2) 日中活動系サービス

区分	単位	2018(H30)年度			2019(R1)年度			2020(R2)年度			2021(R3)年度			2022(R4)年度				
		活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	支給決定	利用率(%)
生活介護	人	563	550	97.7	581	574	98.8	600	585	97.5	613	603	98.4	653	600	91.9	628	95.5
	延べ日数	10,695	10,448	97.7	11,044	11,196	101.4	11,405	11,974	105.0	11,887	11,892	100.0	12,586	11,968	95.1	13,696	
自立訓練 (機能訓練)	人	4	1	25.0	4	2	50.0	4	0	0.0	3	1	33.3	3	2	66.7	3	66.7
	延べ日数	68	10	14.7	68	25	36.8	68	0	0.0	45	2	4.4	45	35	77.8	51	
自立訓練 (生活訓練)	人	7	9	128.6	8	12	150.0	9	16	177.8	16	24	150.0	18	25	138.9	30	83.3
	延べ日数	98	117	119.4	112	146	130.4	126	247	196.0	208	245	117.8	234	220	94.0	535	
宿泊型 自立訓練	人	-	2	-	-	3	-	-	4	-	4	3	75.0	4	1	25.0	1	100.0
	延べ日数	-	62	-	-	87	-	-	124	-	124	93	75.0	124	31	25.0	31	
就労 移行支援	人	71	103	145.1	78	83	106.4	85	133	156.5	105	141	134.3	123	136	110.6	183	74.3
	延べ日数	1,184	1,624	137.2	1,294	1,401	108.3	1,414	2,178	154.0	1,746	2,238	128.2	2,018	2,164	107.2	4,157	
就労継続 支援(A型)	人	253	218	86.2	263	224	85.2	273	239	87.5	233	242	103.9	241	283	117.4	336	84.2
	延べ日数	5,060	4,256	84.1	5,260	4,340	82.5	5,460	4,938	90.4	4,488	4,811	107.2	4,618	5,741	124.3	7,710	
就労継続 支援(B型)	人	453	474	104.6	483	497	102.9	513	550	107.2	538	621	115.4	583	689	118.2	798	86.3
	延べ日数	8,607	8,017	93.1	9,177	8,708	94.9	9,747	10,237	105.0	9,344	10,985	117.6	10,026	12,283	122.5	17,536	
就労 定着支援	人	8	22	275.0	9	31	344.4	10	50	500.0	27	49	181.5	34	41	120.6	56	73.2
療養介護	人	21	19	90.5	22	20	90.9	23	19	82.6	22	19	86.4	23	18	78.3	19	94.7
短期入所 (福祉型)	人	104	94	90.4	132	90	68.2	141	95	67.4	94	82	87.2	96	90	93.8	343	26.2
	延べ日数	632	596	94.3	670	560	83.6	718	650	90.5	606	434	71.6	616	555	90.1	2,166	
短期入所 (医療型)	人	6	6	100.0	8	8	100.0	9	3	33.3	11	5	45.5	15	6	40.0	54	11.1
	延べ日数	28	24	85.7	30	35	116.7	32	14	43.8	39	42	107.7	44	18	40.9	394	

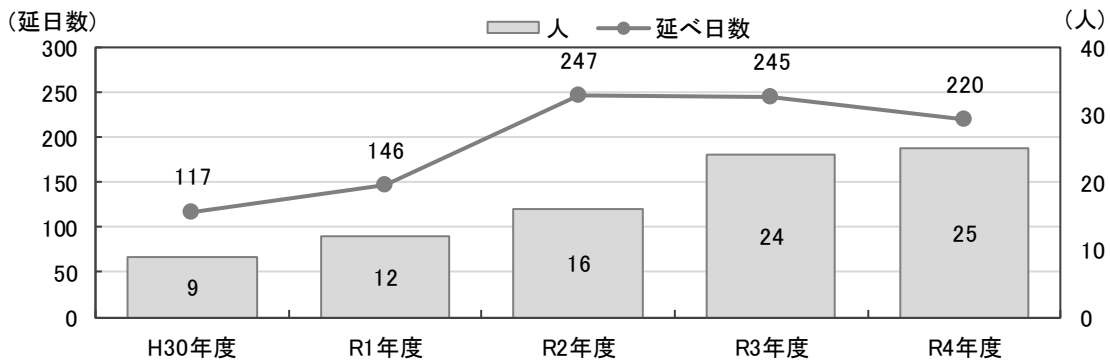
図表 20 生活介護



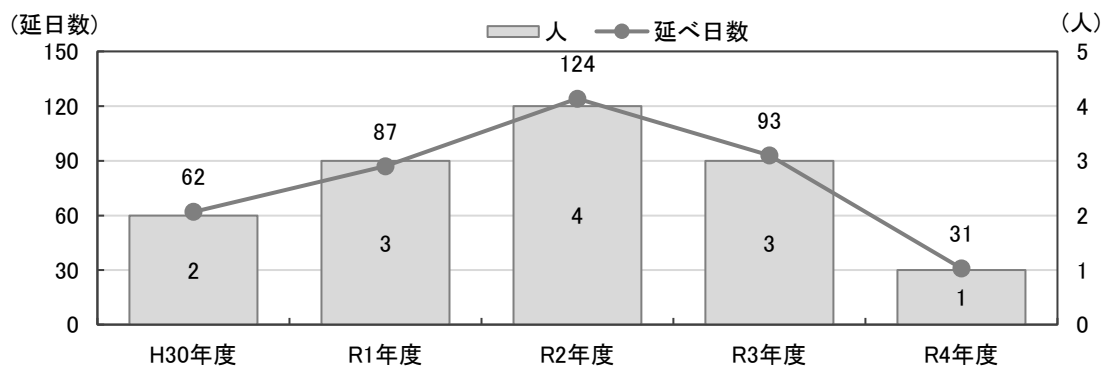
図表 21 自立訓練（機能訓練）



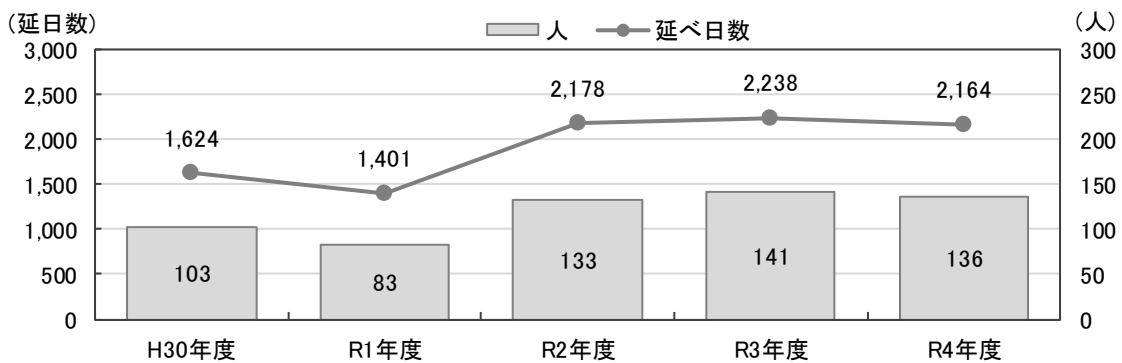
図表 22 自立訓練（生活訓練）



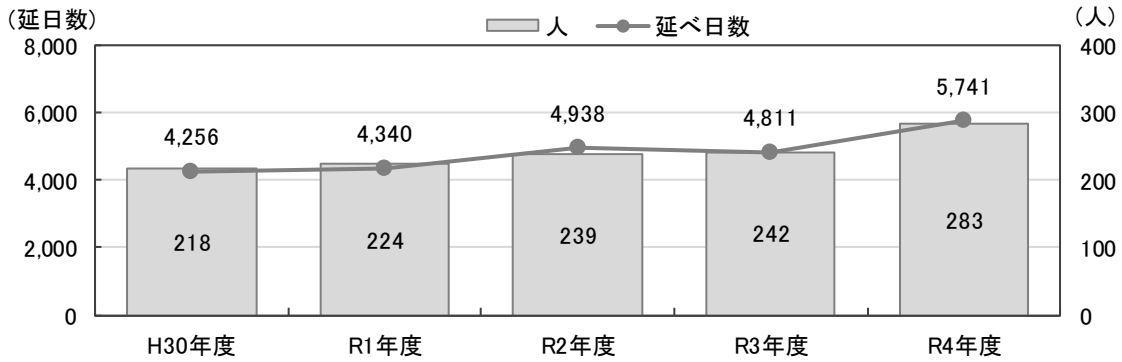
図表 23 宿泊型自立訓練



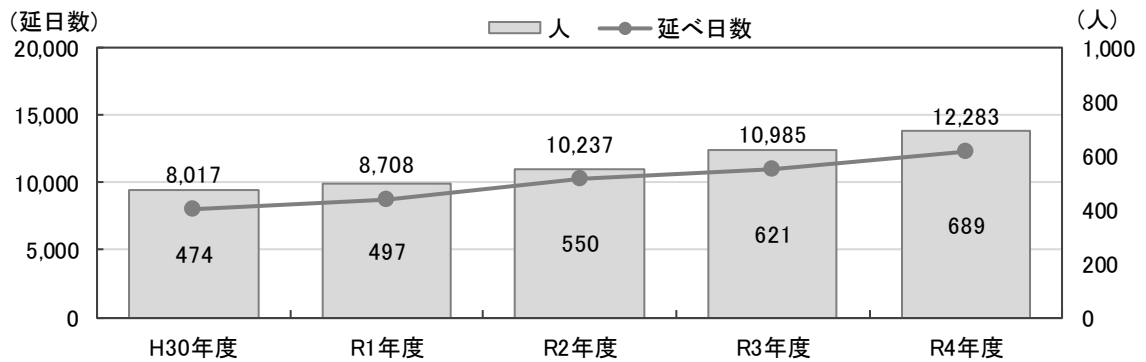
図表 24 就労移行支援



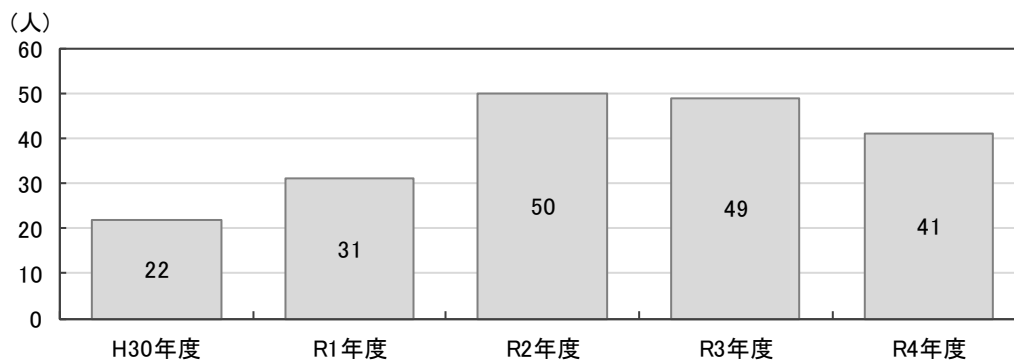
図表 25 就労継続支援（A型）



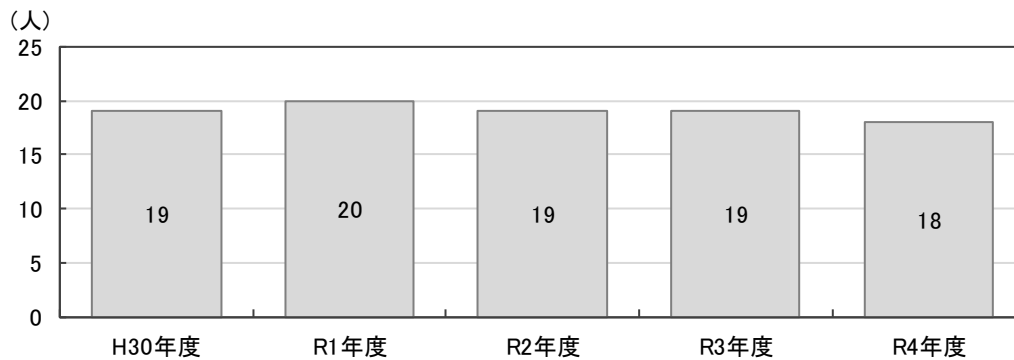
図表 26 就労継続支援（B型）



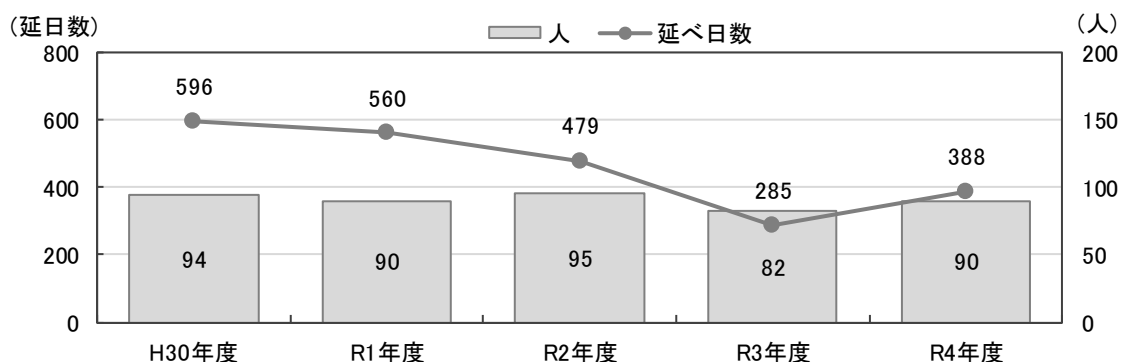
図表 27 就労定着支援



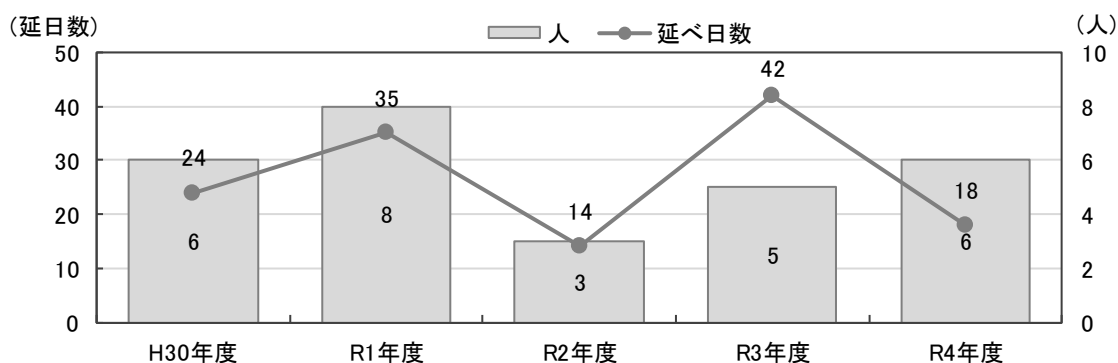
図表 28 療養介護



図表 29 短期入所（福祉型）



図表 29 短期入所（医療型）



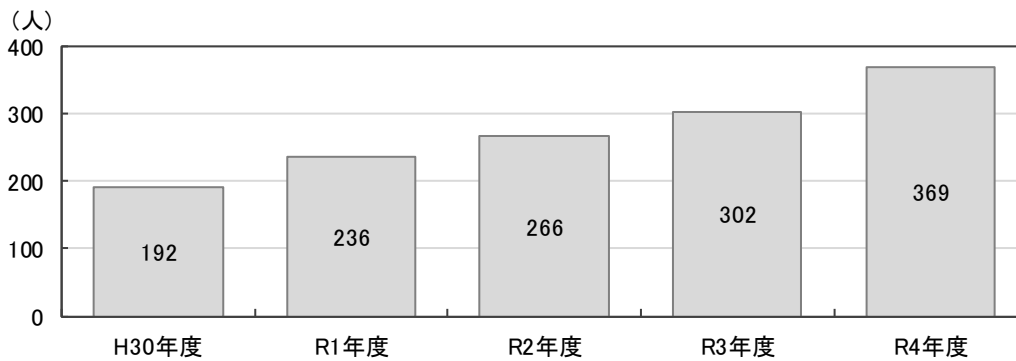
評価

- 生活介護の利用実績は上昇傾向にありますが、入浴や医療的ケアに対応できる事業所が少なく、整備する必要があります。
- 就労移行支援は、コロナ禍で一般就労に移行しづらい状況を理由とした利用の延長により実績が増えています。
- 就労継続支援（B型）は在宅支援に対応できる事業所が増えています。一方で、在宅就労はコロナ禍を終え、利用が絞られてくることが想定されるため、利用実績を注視していく必要があります。
- 就労系事業所数が増え、特にB型が増加していますが、作業内容も様々であるため、利用者のニーズに合った事業所の見極めが必要です。
- 短期入所は医療的ケア児、重症心身障がい児に対応できる事業所が少ない状況です。また、コロナ禍で受け入れ停止になった事業所があり、さらにコロナ禍により一時的にニーズが減ったこともあり、支給決定と実績に開きがあります。

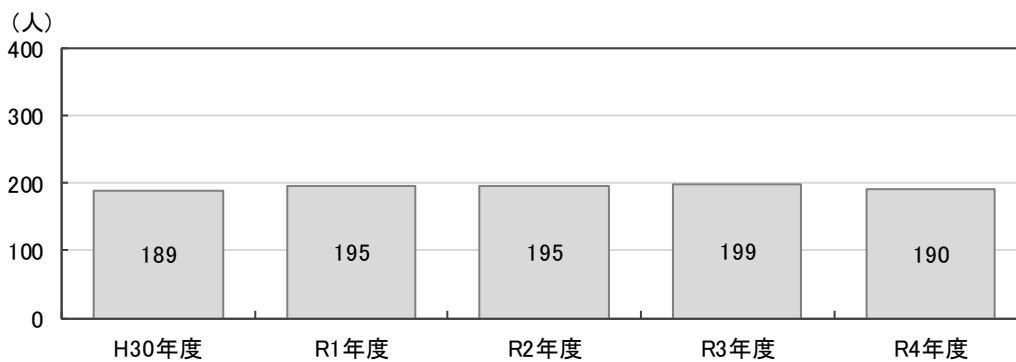
(3) 居住系サービス

区分	単位	2018(H30)年度			2019(R1)年度			2020(R2)年度			2021(R3)年度			2022(R4)年度				
		活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	支給決定	利用率(%)
自立生活援助	人	3	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	0	-
共同生活援助	人	155	192	123.9	165	236	143.0	175	266	152.0	270	302	111.9	296	369	124.7	418	88.3
施設入所支援	人	178	189	106.2	170	195	114.7	162	195	120.4	195	199	102.1	195	190	97.4	192	99.0

図表 30 共同生活援助



図表 31 施設入所支援



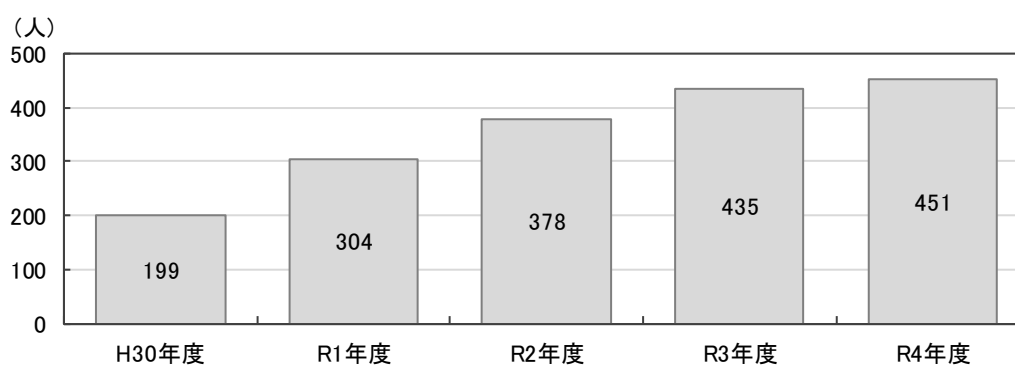
評価

- 共同生活援助は実績が活動指標を上回った状態で上昇していますが、医療的ケア児、重症心身障がい児に対応できる事業所は少ない状況です。
- 夜間の看護師配置や喀痰吸引のできる事業所が増えれば、医療的ケアが必要な方等のサービス利用の選択肢も増えるといった意見があります。
- 令和3年度から令和4年度にかけて施設入所支援の実績は減少していますが、これは地域移行（1名）、死亡（8名）によるものです。

(4) 相談支援

区分	単位	2018(H30)年度			2019(R1)年度			2020(R2)年度			2021(R3)年度			2022(R4)年度				
		活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	支給決定	利用率(%)
計画 相談支援	人	160	199	124.4	343	304	88.6	490	378	77.1	482	435	90.2	510	451	88.4	1,931	23.4
地域 移行支援	人	2	2	100.0	2	1	50.0	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	0	-
地域 定着支援	人	1	0	0.0	1	2	200.0	1	1	100.0	2	0	0.0	2	0	0.0	0	-

図表 32 計画相談支援



評価

- ・計画相談支援の利用実績は上昇傾向にありますが、相談支援事業所、相談支援専門員のいずれも不足している状況です。
- ・新規事業所の開設や人材確保のため、計画相談支援事業所の経営や運営が安定する仕組みを作る必要があります。
- ・地域移行支援事業を利用せずに、委託の相談支援事業で精神科病院からの退院調整等の支援を行っているケースがあります。現在は、精神科病院でも退院促進の取り組みがなされ、3か月以上の入院ができなくなっており、新規での長期入院患者は減少しています。

4 地域生活支援事業の実績と評価

区分	単位	2018(H30)年度			2019(R1)年度			2020(R2)年度			2021(R3)年度			2022(R4)年度				
		活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	支給決定	利用率(%)
障がい者相談支援事業																		
事業所数	か所	5	5	100.0	5	5	100.0	5	5	100.0	5	5	100.0	5	5	100.0		
相談員数	人	12	12	100.0	12	12	100.0	12	12	100.0	12	13	108.3	12	13	108.3		
相談件数	件	12,137	9,136	75.3	12,740	9,486	74.5	13,332	8,674	65.1	9,562	9,245	96.7	9,638	10,014	103.9		
成年後見制度 利用支援事業	人	6	1	16.7	7	3	42.9	8	4	50.0	4	4	100.0	5	8	160.0		
意思疎通支援事業																		
手話通訳者 窓口設置者数	人	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0		
手話通訳者 派遣件数	件	435	528	121.4	446	509	114.1	457	314	68.7	524	324	61.8	539	292	54.2		
要約筆記者 派遣件数	件	10	7	70.0	10	11	110.0	11	1	9.1	10	7	70.0	11	10	90.9		
移動支援 事業	人	251	251	100.0	254	264	103.9	258	204	79.1	265	189	71.3	266	217	81.6	475	45.7
	時間	24,070	27,925	116.0	24,407	28,721	117.7	24,749	18,211	73.6	29,152	19,623	67.3	29,589	21,210	71.7		
地域活動支援センター事業																		
事業所数 (市内)	か所	15	13	86.7	16	13	81.3	17	14	82.4	14	18	128.6	15	16	106.7		
事業所数 (市外)	か所	6	7	116.7	6	7	116.7	6	8	133.3	7	8	114.3	7	6	85.7		
利用人数	人	289	318	110.0	304	351	115.5	319	363	113.8	413	424	102.7	480	414	86.3	484	85.5
日中一時 支援事業	人	110	140	127.3	115	111	96.5	120	97	80.8	115	90	78.3	119	87	73.1	173	50.3
	回	4,180	4,440	106.2	4,370	4,500	103.0	4,560	3,802	83.4	5,175	4,647	89.8	5,355	4,613	86.1		
訪問入浴 サービス事業	回	1,356	1,169	86.2	1,374	1,066	77.6	1,392	894	64.2	1,078	707	65.6	1,090	970	89.0	1,608	60.3
日常生活用具給付等事業																		
介護・訓練 支援用具	件	23	26	113.0	24	28	116.7	25	22	88.0	29	15	51.7	30	21	70.0		
自立生活 支援用具	件	55	48	87.3	58	59	101.7	61	52	85.2	60	59	98.3	61	46	75.4		
在宅療養等 支援用具	件	89	80	89.9	94	97	103.2	99	120	121.2	107	106	99.1	118	127	107.6		
情報・意思疎 通支援用具	件	45	38	84.4	54	78	144.4	64	37	57.8	85	46	54.1	93	45	48.4		
排泄管理 支援用具	件	7,066	6,513	92.2	7,405	6,834	92.3	7,761	6,903	88.9	7,039	7,014	99.6	7,250	7,130	98.3		
居室生活動 作補助用具	件	14	15	107.1	15	7	46.7	16	10	62.5	8	13	162.5	9	7	77.8		
合計	件	7,292	6,720	92.2	7,650	7,103	92.8	8,026	7,144	89.0	7,328	7,253	99.0	7,561	7,376	97.6		
自動車運転 免許取得助成	件	4	3	75.0	5	1	20.0	6	3	50.0	3	2	66.7	3	3	100.0		
自動車改造 助成	件	8	9	112.5	9	11	122.2	10	4	40.0	12	3	25.0	13	5	38.5		

- 【見込み量】 年間で、そのサービスを利用する人の実人数とその延べ利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの
【実績】 その年度のサービスを利用した人の実人数とその延べ利用時間又は延べ日数
【達成率】 実績÷活動指標×100(%)で算出したもの
【支給決定(人)】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数
【利用率】 実績÷支給決定(人)(回)×100(%)で算出したもの

評価

- 移動支援は、令和2年度に減少に転じ、令和4年度に再び上昇しています。特に土日に利用希望者が多いですが、ヘルパー不足により利用できない人が多い状況です。新型コロナウイルス感染症が収束し、今後利用希望者が増加することで、さらに対応できない状況が予想されます。
- 地域活動支援センター事業の利用者数は、上昇しています。
- 日中一時支援は、医療的ケアに対応できる事業所が少ない状況です。

5 障がい児通所支援・相談支援の実績と評価

区分	単位	2018(H30)年度			2019(R1)年度			2020(R2)年度			2021(R3)年度			2022(R4)年度				
		活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	支給決定	利用率(%)
児童発達支援	人	341	394	115.5	364	434	119.2	388	467	120.4	488	572	117.2	549	631	114.9	672	93.9
	延べ日数	2,390	2,967	124.1	2,550	3,261	127.9	2,720	4,052	149.0	3,731	4,983	133.6	4,268	5,403	126.6	11,206	48.2
医療型児童発達支援	人	3	0	0.0	4	1	25.0	5	0	0.0	2	1	50.0	3	0	0.0	2	0.0
	延べ日数	13	0	0.0	18	1	5.6	22	0	0.0	10	1	10.0	15	0	0.0	8	0.0
放課後等デイサービス	人	523	564	107.8	575	585	101.7	633	665	105.1	645	725	112.4	711	833	117.2	913	91.2
	延べ日数	7,322	7,805	106.6	8,050	7,788	96.7	8,862	9,786	110.4	8,582	10,094	117.6	9,457	11,736	124.1	19,396	60.5
保育所等訪問支援	人	4	1	25.0	5	4	80.0	6	6	100.0	10	11	110.0	13	35	269.2	110	31.8
	延べ日数	10	1	10.0	12	5	41.7	14	7	50.0	14	12	85.7	24	44	183.3	433	10.2
居宅訪問型児童発達支援	人	10	0	0.0	11	0	0.0	12	2	16.7	1	1	100.0	2	1	50.0	1	100.0
	延べ日数	40	0	0.0	44	0	0.0	48	7	14.6	1	3	300.0	2	4	200.0	10	40.0
障がい児相談支援	人	64	55	85.9	98	125	127.5	302	146	48.3	354	279	78.8	391	303	77.5	1,213	25.0
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	1	0	0.0	1	2	200.0	1	3	300.0	4	4	100.0	5	5	100.0		
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	人							1		0.0	30		0.0	30	15	50.0		-

※障がい児相談支援については、年間の総利用者数です。

※児童発達支援センターの実施分を含みます。

【活動指標】 1か月当たりでそのサービスを利用する人の数とその利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの

【実績】 その年度の3月分の利用実績

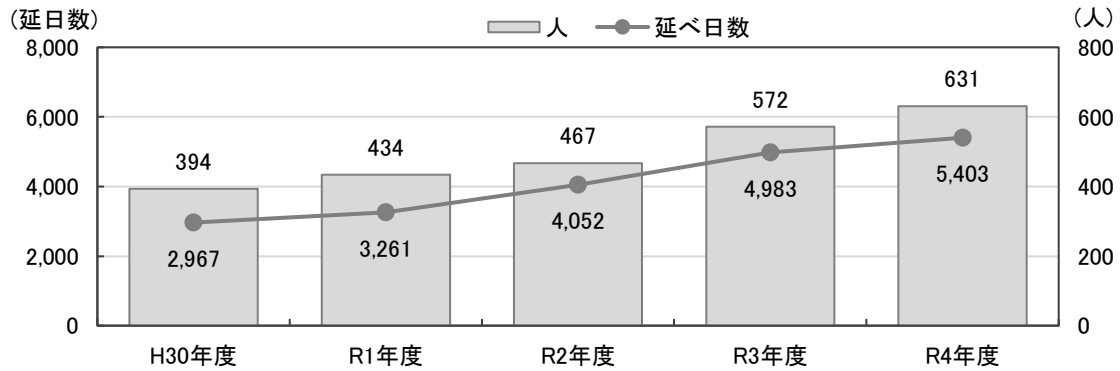
【達成率】 実績÷活動指標×100(%)で算出したもの

【支給決定(人)】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数

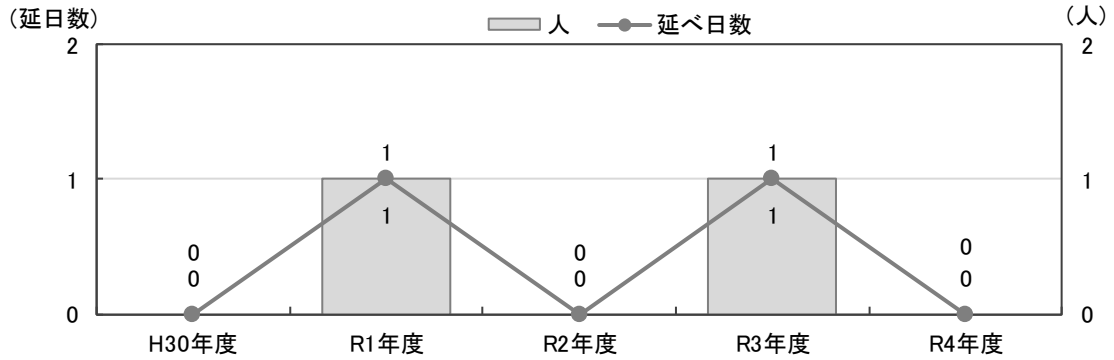
【支給決定(延べ日数)】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している日数

【利用率】 実績÷支給決定(人)×100(%)で算出したもの

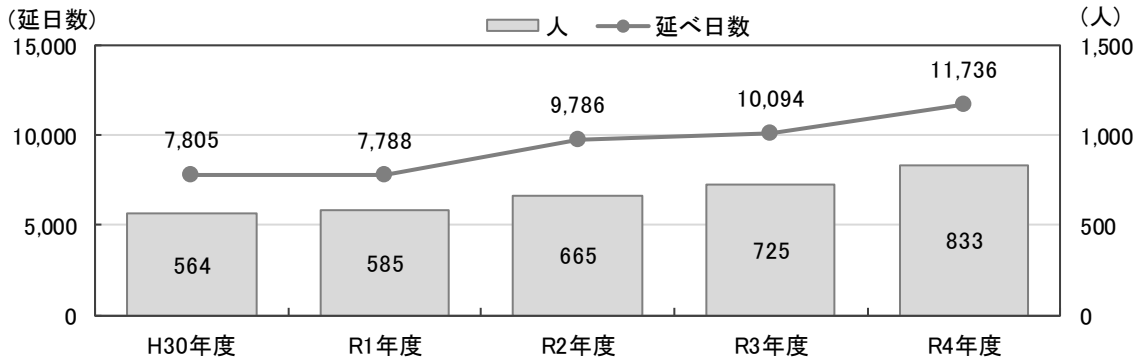
図表 33 児童発達支援



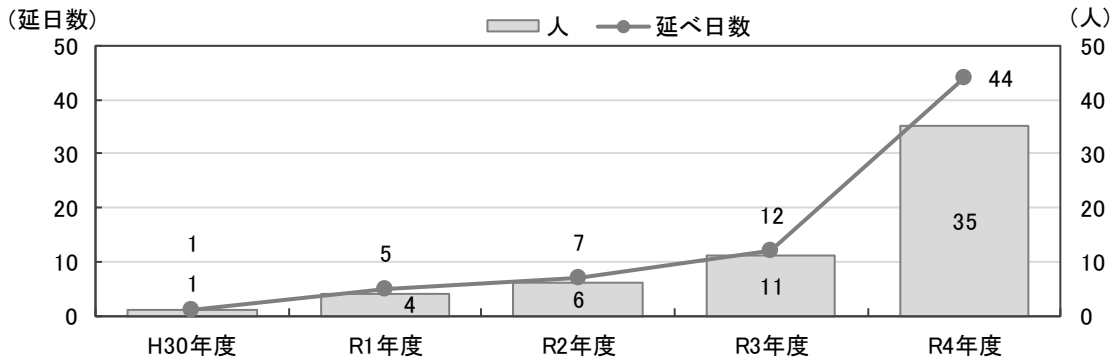
図表 34 医療型児童発達支援



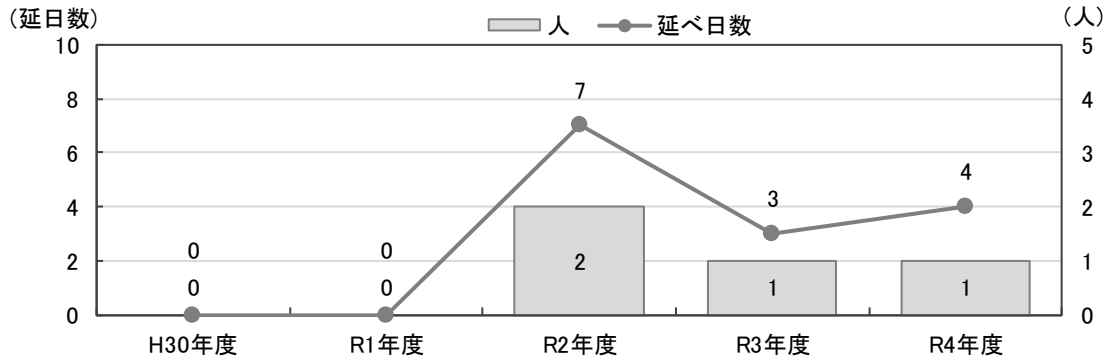
図表 35 放課後等デイサービス



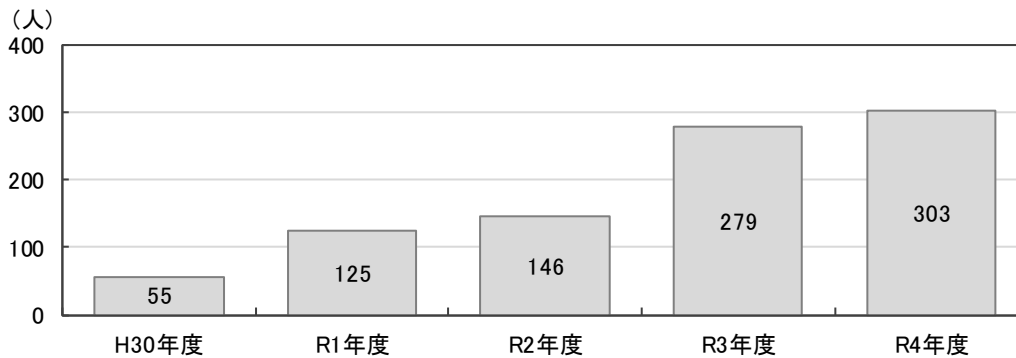
図表 36 保育所等訪問支援



図表 37 居宅訪問型児童発達支援



図表 38 障がい児相談支援



評価

- 児童発達支援は、実績が活動指標を上回って上昇しています。親子通所の児童発達支援では、保護者と情報共有やコミュニケーションがとりやすいため、保護者の子の障がい特性への理解が深まり、適切な関わり方を学ぶことができますが、事業所が少ない状況です。そのため、親子通所ができる事業所が定員を満たすことにより、年度途中からの新規利用が難しくなっています。
- 医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れる事業所が少ない状況です。
- 多機能型の事業所は増加していますが、支援の質の向上を求める意見が出ています。
- 障がい児や保護者の意向が、反映されにくい状況が発生する場合もあるようです。

.....

第3章

計画の基本的な考え方

.....

1 基本理念

本市では、これまで地域共生社会の実現を目指し、障がいの有無にかかわらず住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、それぞれの障がいの特性を踏まえた専門的な支援の充実や関係機関の連携体制の構築など、様々な障がい福祉施策を推進してきました。

今後も、多様化する課題やニーズに対応するため、支援の質の向上を図るとともに、障がいのある人やその家族の視点に立ち、関係機関と連携しながら、障がいのある人もない人も、共に生きられるまちづくりを推進していく必要があります。

本計画においても、引き続き「障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり」基本理念とし、障がい福祉施策を推進します。

**障がいのある人が安心して
自立・共生できるまちづくり**

2 基本的視点

第六次総合計画に掲げるめざすまちの姿「福祉や医療が充実したまち」及び本計画の基本理念を実現するため、国が示す障害者基本計画を基に本計画における各分野に共通する横断的な考え方として、次のような基本的視点を定めます。

基本的視点1 障害者権利条約の理念の尊重

障害者権利条約にある「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」という考え方のもと、自らの意思で決定し社会に参加する主体として、障がいのある人を捉え、障がい福祉施策の推進にあたります。

また、障がいのある人が適切に意思決定できるよう、相談の実施や意思疎通手段を選択する機会の提供等を促進します。

基本的視点2 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障がいのある人の社会参加の妨げとなる社会的障壁をなくし、一人ひとりの個性や能力が最大限に活かされるよう、施設・設備等のハード面から、サービス、情報、制度等のソフト面まで、様々な場面における環境整備を進めていきます。

基本的視点3 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がいのある人がおかれる環境や求める支援は、ライフステージとともに変化します。生涯を通じて途切れない支援を受けられるよう、障がいのある人を中心に、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野が横断的に連携することで、総合的に施策を展開します。

基本的視点4 障がい特性、複合的困難等に配慮したきめ細かい支援

障がいの特性や状態、生活の実態により、障がいのある人やその家族が必要とする支援は異なります。また、障がいのある女性や子ども、高齢者は、障がいのあることに加えて、それぞれの特性により、複合的に困難な状況に置かれている場合があります。そのため、それぞれの抱える困難に留意しながら、個々の実情やその家族など関係者にも配慮した、きめ細かな支援を行います。

3 重点目標

第4章の中身が
かたまってから作成

4 施策の体系

基本理念

基本的視点

分野

障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり

- ◆障害者権利条約の理念の尊重
- ◆社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- ◆当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ◆障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

- 1 生活支援
- 2 障がい児の支援
- 3 保健・医療
- 4 教育
- 5 文化芸術活動・スポーツ等
- 6 雇用・就業、経済的自立の支援
- 7 生活環境
- 8 情報アクセシビリティ
- 9 防災・防犯
- 10 差別の解消及び権利擁護の推進
- 11 行政サービス等における配慮

基本的方向

- ① 障がい福祉サービスの充実
- ② 地域生活支援事業の充実
- ③ 重層的支援体制の整備
- ④ 自立した生活を支えるサービスの推進

- ① 障がい児支援の充実
- ② 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ③ 教育環境の充実
- ④ 障がい福祉教育の充実
- ⑤ 権利擁護の推進
- ⑥ 医療的ケア児等への支援の充実

- ① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ② 精神保健福祉施策の推進
- ③ 難病施策の推進
- ④ 感染症予防・対策の推進

- ① 教育環境の充実
- ② 障がい福祉教育の充実
- ③ 生涯学習環境の充実

- ① 文化芸術活動の推進
- ② スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ① 障がい者雇用の促進
- ② 福祉的就労の充実

- ① 福祉のまちづくりの推進
- ② 住環境の整備

- ① 情報提供の充実
- ② 意思疎通支援の充実

- ① 防火・防災対策の充実
- ② 防犯対策の充実
- ③ 見守り活動の充実

- ① 障がいを理由とする差別の解消の推進
- ② 権利擁護の推進
- ③ 障がい福祉教育の充実
- ④ 地域共生社会の推進

- ① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進
- ② 選挙における配慮
- ③ 情報提供の充実

※重点的に取り組む項目を太字にしています。
(分野をまたがって再掲している場合は、主となる方を太字にしています。)

.....

第4章 施策の推進

.....

1 生活支援

現状と課題

アンケート調査の結果では、将来くらしたい場所について、「自宅」が知的障がいのある人で約6割、その他の障がいのある人で約8割と最も高くなっており、知的障がいのある人では「グループホーム」「福祉施設（入所）」がいずれも約2割となっています。

家族へのアンケート調査の結果では、今後の支援意向について、障がいのある人の家族全体では「自宅での支援」が約6割と最も高くなっていますが、知的障がいのある人の家族では「グループホームに入居し、福祉サービスを利用しながら支援していきたい」が約3割、精神障がいのある人の家族では「施設や病院などに入所・入院させたい」が約2割となっています。引き続き在宅での生活支援とともに、親亡き後の支援が求められています。

また、支援に負担を感じている介助者は約6割となっており、具体的に困っていることとしては、「心身が疲れる」「必要な時に他の人に支援を頼めない」がいずれも4割前後となっています。国の「障害者基本計画（第5次）」では、ヤングケアラーをはじめとする家族支援を進める方向性が新たに盛り込まれています。本市においても、ヤングケアラーをはじめとした障がいのある人の家族への支援に取り組む必要があります。

悩みや困ったことを相談する相手については、「家族」が約8割と最も高く、「市の窓口」「相談支援センター」は低くなっています。さらに、障がい者生活支援センター（春日苑、かすがい、JHNまある、あっとわん）、基幹相談支援センター（しゃきょう）について、「知っている」がいずれの障がいのある人においても半数以下となっており、公的な相談窓口のさらなる周知が必要です。

障がい福祉サービス等の提供においては、一人ひとりの障がい特性や障がいの状態、生活実態等に応じた支援が求められます。中でも今後は重度障がい者等への支援や強度行動障がいのある人のニーズ把握等も進め、多様な人が利用できる支援体制を整備していくことが重要です。

基本的方向

障がいのある人やその家族がいつまでも地域で安心して暮らし続けることができるよう、サービスの提供体制や相談支援体制の充実、その周知を図ります。そのため、利用が増加しているサービスを中心に、事業所等の拡充などによるサービス量の確保に努めるとともに、人材の育成等の質の向上に取り組みます。また、既存の相談支援や地域活動の取組を活かしつつ、ダブルケアや8050問題、生活困窮など複雑化・複合化する生活課題を抱えた世帯・制度の狭間にある人に対して、全世代・全対象に対応した包括的な支援体制の構築を進めます。

- ① 障がい福祉サービスの充実
- ② 地域生活支援事業の充実
- ③ 重層的支援体制の整備
- ④ 自立した生活を支えるサービスの推進

成果目標

	項目	2022(令和4)年度 実績値	2026(令和8)年度 目標値

具体的施策

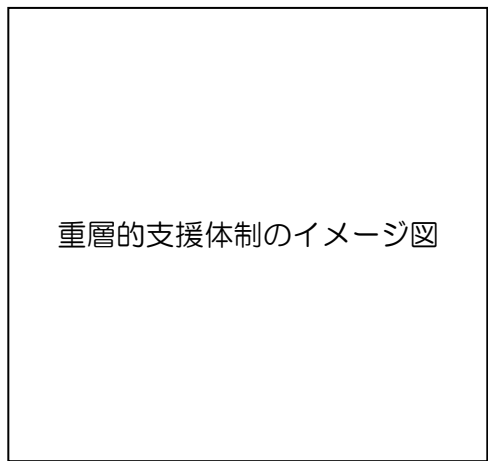
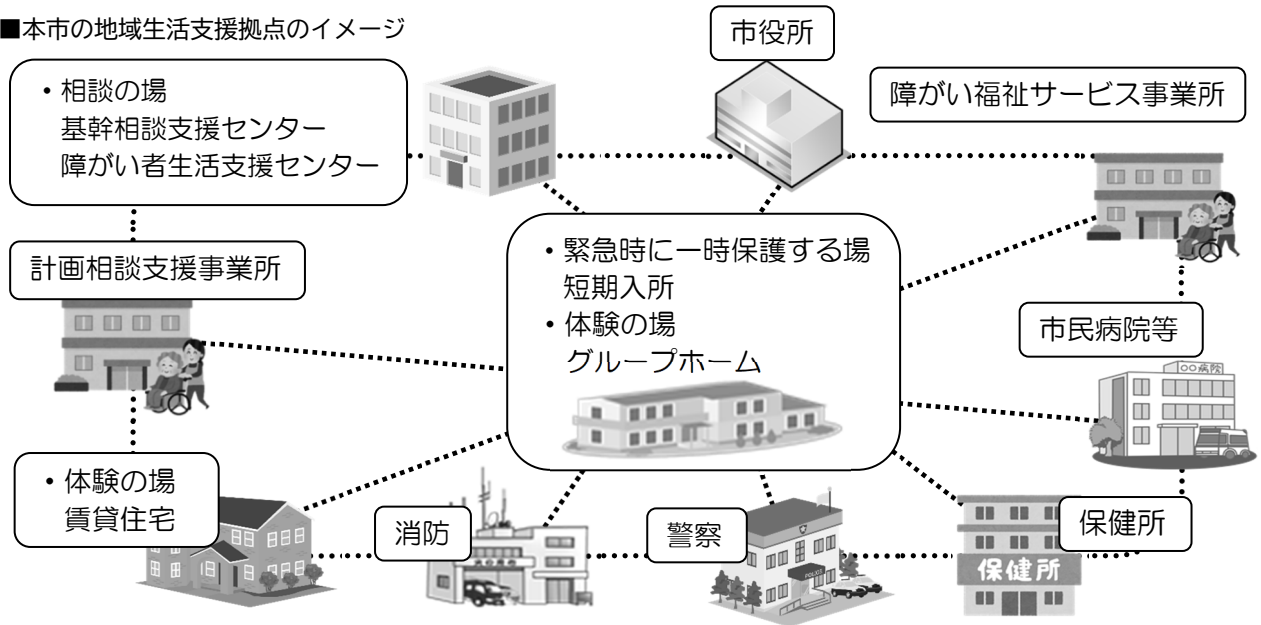
◎は新規の取り組みです

施策	取り組み
① 障がい福祉サービスの充実 重点	
ア 居宅介護、生活介護、計画相談支援等の事業拡大や受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。 ・障がい者福祉施設整備補助を行います。 ・地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施します。
イ 計画相談支援の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援を周知します。 ・基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターによる指定特定相談支援事業所への助言を行います。 ・相談支援専門員の増員及び指定特定相談支援事業所の増設を積極的に進めます。 ・指定特定相談支援事業所の空き状況を集約し、計画相談支援の利用を促進します。 ・地域自立支援協議会で進捗管理を行います。 <p>◎相談支援初任者研修受講費の一部を助成します。</p>
ウ 相談支援専門員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県社会福祉協議会等の研修への参加を促します。 ・地域自立支援協議会で事例検討や学習会を開催します。 <p>◎支援センター勉強会（事業者間研修）を実施して従事者のスキルアップを図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導・助言を行い、地域の相談支援体制を強化します。 ・基幹相談支援センターが基幹型地域包括支援センターと共同し、複合的なケアや制度の狭間に置かれている人の支援などに関する専門職研修を実施します。
エ 居宅介護、生活介護、計画相談支援等の専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。 ・地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。 ・多職種間の連携を図ります。 ・障がい福祉の職場について広報します。 <p>◎強度行動障がい児者等の支援ニーズの実態把握と対応を検討します。</p>
オ 居宅介護、生活介護等の医療的ケアを行うことができる人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等に対する喀痰（かくたん）吸引等研修の参加を促します。
カ 居宅介護、生活介護等の指定基準遵守及び利用者のニーズの聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。 ・地域自立支援協議会で利用者のニーズ調査を実施します。
キ 地域移行支援、地域定着支援の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関と連携し、地域移行支援の利用を促進します。 ・地域定着支援の利用を促進します。

施策	取り組み
ク 地域生活支援拠点の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所や医療機関など関係機関と連携し地域生活支援拠点を運用します。 ・緊急時に一時保護する居室を確保します。 ・宿泊体験用のグループホームの居室を確保します。 ・休日においても相談支援を実施します。 ・賃貸住宅を利用してひとり暮らし体験を行った際の家賃を助成します。 ・地域生活支援拠点の運用状況について定期的に検証します。
ケ 共生型サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が介護サービス移行後も使い慣れた事業所においてサービスを利用できるよう支援します。
コ 障がいのある人の家族支援	<p>◎基幹相談支援センターや障がい福祉サービス等事業所との連携のもと、ヤングケアラーをはじめとする障がいのある人の家族を支援するために必要なサービスの体制の構築に努めます。</p>
② 地域生活支援事業の充実 重点	
ア 意思疎通支援、日常生活用具給付等事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所に手話通訳者を設置します。 ・医療機関などへ手話通訳者や要約筆記者を派遣します。 ・代読・代筆支援を行います。 ・日常生活用具の対象品目等の拡充について検討します。
イ 移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴（以下「地域生活支援サービス」という。）の事業の拡大や受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援サービス事業所への実地指導を行います。 ・地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施します。 ・移動支援のヘルパーの増員について、事業所への働きかけを行います。 ・精神障がいに対応した地域活動支援センターの拡充について検討します。
ウ 地域生活支援サービスの専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業所への実地指導を行います。 ・地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。 ・多職種間の連携を図ります。 ・障がい福祉の職場について広報します。
エ 地域生活支援サービスの医療的ケアを行うことができる人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等に対する喀痰（かくたん）吸引等研修の参加を促します。
オ 地域生活支援サービスの指定基準遵守及び利用者のニーズの聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業所への実地指導を行います。 ・地域自立支援協議会で利用者のニーズ調査を実施します。
カ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等に掲載します。 ・障がい福祉サービスガイドで周知します。 ・医療機関等へ周知します。 ・基幹相談支援センター等で家族向けの交流・学習の機会を提供します。

施策	取り組み
② 重層的支援体制の整備（ア、イ、ウを一体的に実施） 重点	
ア 包括的な相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の身近な圏域で、属性や世代を問わない相談を受け止める体制を整備します。 ◎支援関係者のチームを形成し、多機関の協働をコーディネートします。 ◎必要な情報や支援が届いていない人等へ、アウトリーチ等による継続的支援を行います。
イ 参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ◎見守りや社会参加等の支援を行うため、地域資源の活用や開発を行います。
ウ 地域づくりに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地域福祉の取組を活かしながら、住民同士の出会いと学び合いの場づくりや、多様な活動と人とをコーディネートし、支え合いの地域づくりを行います。
④ 自立した生活を支えるサービスの推進	
ア 意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定支援ガイドラインに基づき、意思決定支援の理解や普及を促進します。
イ 各種手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉応援券を支給します。 ・福祉応援券が利用できる店舗の拡充を進めます。 ・外国人重度障がい者福祉手当を支給します。
ウ 日常生活支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用を促進します。 ・寝具乾燥サービスを実施します。 ・車椅子の貸出を実施します。 ・配食サービスの費用を一部助成します。 ・緊急通報システムを設置します。 ・さわやか収集を実施します。 ・ヘルプマーク、ヘルプカードを配布し、利用を促進します。
エ 交通費等の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> ・かすがいシティバスの利用者・付添人の運賃を減免します。 ・勝川駅前地下駐車場、勝川駅南口立体駐車場の料金を減免します。
オ 医療費の助成と健康診断書料の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険適用後の入院、通院医療費を助成します。 ・障がい福祉サービスを利用する際に必要な健康診断書料を一部助成します。
カ 盲導犬、介助犬、聴導犬などの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいに関するマークのパネル展示を行います。 ・イベント等で広報します。
キ 宿泊体験の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊体験用のグループホームの居室を確保します。 ・賃貸住宅を利用してひとり暮らし体験を行った際の家賃を助成します。
ク 居場所づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の居場所・交流の場づくり事業を実施します。
ケ 歩行訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がいのある人の歩行訓練の実施を検討します。

■本市の地域生活支援拠点のイメージ



障がい福祉サービス・相談支援の活動指標

※各年度の活動指標は、1か月当たりでそのサービスを利用する人の数とその時間又は日数です。

区分	単位/月	実績		活動指標		
		2021(R3)年度	2022(R4)年度	2024(R6)年度	2025(R7)年度	2026(R8)年度
訪問系サービス						
居宅介護	人					
	時間					
重度訪問介護	人					
	時間					
同行援護	人					
	時間					
行動援護	人					
	時間					
重度障がい者等 包括支援	人					
	時間					
日中活動系サービス						
生活介護	人					
	延べ日数					
自立訓練(機能訓練)	人					
	延べ日数					
自立訓練(生活訓練)	人					
	延べ日数					
宿泊型自立訓練	人					
	延べ日数					
就労移行支援	人					
	延べ日数					
就労継続支援(A型)	人					
	延べ日数					
就労継続支援(B型)	人					
	延べ日数					
就労定着支援	人					
療養介護	人					
短期入所(福祉型)	人					
	延べ日数					
短期入所(医療型)	人					
	延べ日数					
居住系サービス						
自立生活援助(うち精神)	人					
共同生活援助(うち精神)	人					
施設入所支援	人					
その他						
計画相談支援	人					
地域移行支援(うち精神)	人					
地域定着支援(うち精神)	人					
地域の相談機関との連携 強化の取組の実施回数	回					

地域生活支援事業の見込み量

※各年度の見込み量において、人数はその年度におけるそのサービスを利用する人の実人数、時間は年間利用時間、件数は年間の合計件数です。

区分		単位/年	実績		見込み量		
			2021(R3)年度	2022(R4)年度	2024(R6)年度	2025(R7)年度	2026(R8)年度
障がい者 相談支援 事業	事業所数	か所					
	相談員数	人					
	相談件数	件					
成年後見制度利用支援事業		件					
意思疎通 支援事業	手話通訳者窓口設置	人					
	手話通訳者派遣	件					
	要約筆記者派遣	件					
移動支援事業		人					
		時間					
地域活動 支援セン ター事業	事業所数(市内)	か所					
	事業所数(市外)	か所					
	利用人数	人					
日中一時支援事業		人					
		日					
訪問入浴サービス事業		回					
日常生活 用具給付 等事業	介護・訓練支援用具	件					
	自立生活支援用具	件					
	在宅療養等支援用具	件					
	情報・意思疎通支援用具	件					
	排泄管理支援用具	件					
	居宅生活動作補助用具	件					
	合計	件					
自動車運転免許取得助成		件					
自動車改造助成		件					

2 障がい児の支援

現状と課題

2023（令和5）年4月に「こども基本法」が施行されました。この法律は、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。障がいのある子どもについても、希望する支援を適切に受けることができるような体制整備が求められます。

また、2021（令和3年）9月に施行された「医療的ケア児支援法」に基づき、日常的に医療的ケアを必要とする子どもが平等に保育・教育が受けられるよう、支援環境の整備や関係機関等との連携、地域一体となって支援することが求められます。

本市では、地域自立支援協議会に医療的ケア児等支援部会を設置し、関係機関と連携しながら医療的ケア児者やその家族を取り巻く課題の解決に向けて取り組んでいます。医療的ケアを必要とする子どもや家族の中には、その時の状況によって希望する福祉サービスの提供を受けられていない方がいることが想定されます。今後もニーズを把握し、適切な支援をしていく必要があります。

サービスの利用について、アンケート調査の結果では、「放課後等デイサービス」の利用が約5割となっており、児童発達支援についても年々利用が増加しています。今後も事業所が提供するサービスの質の向上を図りながら、幅広い受け皿を確保していくことが必要です。

基本的方向

障がいのある子どもや、発達に遅れがみられる子どもに対して適切な支援ができるよう、多様なニーズに対応するサービスの量的・質的な充実を図ります。

また、障がいのある子どもの支援体制づくりの推進や、医療的ケアが必要な子ども等への支援を充実するため、児童発達支援センターの機能の強化を図るとともに、医療的ケア児等の実態把握と対応を検討します。

- ① 障がい児支援の充実
- ② 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ③ 教育環境の充実
- ④ 障がい福祉教育の充実
- ⑤ 権利擁護の推進
- ⑥ 医療的ケア児等への支援の充実

成果目標

項目	2022(令和4)年度 実績値	2026(令和8)年度 目標値

具体的施策

◎は新規の取り組みです

施策	取り組み
① 障がい児支援の充実	重点
ア 児童発達支援、放課後等デイサービス、障がい児相談支援、保育所等訪問支援等の事業拡大や受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が行う障がい児通所支援事業所に対する実地指導に同行し、指導します。 ・重症心身障がい児に対応可能な事業所の確保に向け、事業所への働きかけを行います。 ・地域自立支援協議会でサービスの量的、質的な調査を実施します。 ・保育所等訪問支援の利用を促進します。
イ 障がい児相談支援の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児相談支援を周知します。 ・基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターによる指定障がい児相談支援事業所への助言を行います。 ・相談支援専門員の増員及び指定障がい児相談支援事業所の増設を積極的に進めます。 ・指定障がい児相談支援事業所の空き状況を集約し、障がい児相談支援の利用を促進します。 ・地域自立支援協議会で進捗管理を行います。
ウ 相談支援専門員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県社会福祉協議会等の研修への参加を促します。 ・地域自立支援協議会で事例検討や学習会を開催します。 ・相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導・助言を行い、地域の相談支援体制を強化します。 ・基幹相談支援センターが基幹型地域包括支援センターと共同し、複合的なケアや制度の狭間に置かれている人の支援などに関する専門職研修を実施します。
エ 児童発達支援、放課後等デイサービス、障がい児相談支援、保育所等訪問支援等の専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が行う障がい児通所支援事業所に対する実地指導に同行し、指導します。 ・地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。 ・愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。 ・多職種間の連携を図ります。 ・障がい福祉の職場について広報します。
オ サポートブックの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートブックの積極的な活用を促進します。 ・保育園、幼稚園、小中学校、特別支援学校へ周知します。

	施策	取り組み
カ	児童発達支援センターを中核とした支援体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターを中核とした支援体制により、障がい児通所支援事業所との連携を強化します。 児童発達支援センターを周知します。
キ	特別支援保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援保育の体制を整備します。
ク	特別支援保育児童の巡回相談・指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援保育実施園に対して、有識者による巡回相談を実施します。 特別支援保育未実施園に対して、臨床心理士による訪問相談を実施します。
ケ	保育士の知識や技術の向上	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援保育についての研修を実施します。 特別支援保育未実施園に対して、有識者による保育士への訪問研修を実施します。 愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。
コ	放課後児童健全育成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 可能な範囲で障がいのある児童の受け入れを行います。
サ	ことばの教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> ことばの発達などに問題や不安を抱える子どもの指導や相談を実施します。
シ	地域での早期療育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 療育についての理解を深める講座を開催します。 愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。

② 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減

ア	各種健診の受診促進と各種検査、保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健康診査を実施します。 新生児聴覚スクリーニングを実施します。 新生児聴覚スクリーニングの検査費用を助成します。
イ	専門療法の推進	<ul style="list-style-type: none"> 音楽療法を実施します。 言語療法を実施します。 作業療法を実施します。
ウ	発達や言語に心配のある子どもと保護者の支援	<ul style="list-style-type: none"> 訪問指導を実施します。 発達相談を実施します。 相談しやすい環境づくりに努め、早期に療育につなげる支援を行います。 児童発達支援の親子通所を実施します。 ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングを実施します。 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業を実施します。

施策	取り組み
③ 教育環境の充実 重点	
ア 特別支援教育コーディネーターの質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の特別支援教育コーディネーターのための研修を開催します。 ・校内研修を実施します。
イ 学校生活支援員の配置の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・通常学級、特別支援学級に学習支援や生活支援、生活介助を行う学校生活支援員を配置します。
ウ 未就学児の就学相談、児童・生徒の教育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児の就学相談活動を教育研究所の就学支援員が実施します。 ・未就学児の就学を就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。 ・児童・生徒の就学を校内教育支援委員会、就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。 ・愛知県教育委員会や特別支援学校などが実施する教育相談を紹介します。 ・教育委員会に社会福祉士等の資格を有するスクール・ソーシャルワーカーを配置します。 <p>◎ ICTを活用した学習機会の確保や環境整備を推進します。</p>
エ 学校への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県障害児等療育支援事業の学校での実施に協力します。
オ 特別支援教育連携協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育連携協議会の設置を進めます。
④ 障がい福祉教育の充実	
ア 障がい福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が実施する福祉体験学習に、社会福祉協議会が機材の貸出や講師を派遣することを通して支援します。 ・地域において福祉体験学習や地域ぐるみの福祉教育を支援します。
イ 交流学习等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します。 ・小中学校と特別支援学校の交流を行います。 ・けやきの子運動会、けやきの子作品展を開催します。 ・障がいのある子どもと地域の子どもや地域の住民との相互交流を、居住地校交流等を通して行います。
⑤ 権利擁護の推進	
ア 障がい者虐待防止に関する関係機関との連携強化や相談体制の整備、啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待防止センターや障がい者虐待防止ホットラインについて周知します。 ・権利擁護連絡会議を開催します。 ・啓発チラシにより周知します。 ・講演会を開催します。 ・子ども・若者総合支援地域協議会要保護児童対策部会実務者会議を開催します。

⑥ 医療的ケア児等への支援の充実 重点	
ア 医療的ケア児等への支援体制の充実	<p>◎医療的ケア児等支援部会において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関と地域課題の抽出及び解決に向けた協議を行います。</p> <p>・関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。</p>
イ 医療的ケア児等への日常生活支援の実施	<p>◎医療的ケアを必要とする子どもの実態把握と対応を検討します。</p> <p>◎レスパイトや、医療的ケア児等を支援する障がい福祉サービスの実態把握と対応を検討します。</p> <p>◎地域の学校に在籍している医療的ケア児について、保護者が医療的ケアを希望される場合は、訪問看護師の派遣を行います。</p> <p>◎「医療的ケアが必要な人と家族のためのガイドブック」の活用を促進します。</p> <p>・日中一時支援の利用を促進します。</p>

障がい児通所支援・相談支援の活動指標

区分	単位/月	実績		活動指標		
		2021(R3)年度	2022(R4)年度	2024(R6)年度	2025(R7)年度	2026(R8)年度
児童発達支援	人					
	延べ日数					
医療型児童発達支援	人					
	延べ日数					
放課後等デイサービス	人					
	延べ日数					
保育所等訪問支援	人					
	延べ日数					
居宅訪問型児童発達支援	人					
	延べ日数					
障がい児相談支援	人					
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人					
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	人					

※各年度の活動指標は、1か月当たりでそのサービスを利用する人の数とその日数です。

3 保健・医療

現状と課題

充実した生活を送るための基本は健康であり、疾病予防、リハビリテーション、在宅ケアなどの途切れない支援体制づくりや、障がいの予防や早期発見、早期対応のための相談体制の充実、医療機関等の関係機関との連携が求められます。

アンケート調査の結果では、医療での困りごとについて、「特に困ったことはない」を除くと、知的障がいのある人で「障がい（疾病）のため症状を正確に伝えられない」が約3割、難病患者で「医療費の負担が大きい・できない」が約4割と他の障がいと比べて高くなっており、医療機関を受診する障がいがある人への配慮が必要です。

また、2022（令和4）年12月に改正された「障害者総合支援法」では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（「にも包括」）の整備や難病患者及び小児慢性特定疾病児童などに対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化などが示されています。

基本的方向

定期的な健診や心身の健康に関する相談支援等の実施により、障がいや疾病の予防や重度化の防止を図ります。

精神障がいのある人や難病患者などを含め、障がいや疾病のある様々な人が地域で暮らしていけるよう、適切な医療や途切れない支援を受けられる体制づくりを進めます。

- ① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ② 精神保健福祉施策の推進
- ③ 難病施策の推進
- ④ 感染症予防・対策の推進

成果目標

	項目	2022(令和4)年度 実績値	2026(令和8)年度 目標値

具体的施策

◎は新規の取り組みです

	施策	取り組み
① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減		
	ア 各種健診の受診促進と各種検査、保健指導、健康教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査を実施します。 ・ 特定保健指導を実施します。 ・ 後期高齢者健康診査を実施します。 ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業を実施します。 ・ 乳幼児健康診査を実施します。 ・ 新生児聴覚スクリーニングを実施します。 ・ 新生児聴覚スクリーニングの検査費用を助成します。 ・ 通所施設で実施する歯科検診を推進します。 ・ 市民健康づくり講座や出前講座を実施します。
	イ メンタルヘルス対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ メンタルヘルス相談を実施します。 ・ ゲートキーパー養成講座を開催します。 ・ こころの健康について知識の普及啓発を行います。 ・ 自殺予防対策ネットワーク会議を開催します。
	ウ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及・定着を図ります。
	エ 専門療法の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音楽療法を実施します。 ・ 言語療法を実施します。 ・ 作業療法を実施します。
	オ 発達や言語に心配のある子どもと保護者の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問指導を実施します。 ・ 発達相談を実施します。 ・ 相談しやすい環境づくりに努め、早期に療育につなげる支援を行います。 ・ 児童発達支援の親子通所を実施します。 ・ ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングを実施します。 ・ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業を実施します。

② 精神保健福祉施策の推進	
ア 社会復帰の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターや障がい者生活支援センターによる相談支援を行います。 ・ グループ活動を支援します。 ・ 障がい者の居場所・交流の場づくり事業を実施します。 ・ 地域移行支援や地域定着支援の利用を促進します。 ・ 宿泊体験用のグループホームの利用を促進します。 ・ 保健、医療、福祉関係者により、地域包括ケアシステムについて協議します。 ・ 依存症に関する周知、啓発を行います。
イ 退院の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターや医療機関と連携した退院支援を行います。 ・ 基幹相談支援センターで障がい福祉サービス事業所及び市民を対象に精神障がいのある人の地域移行に関する研修会を開催します。 ・ 医療機関と連携し、地域移行支援の利用を促進します。
ウ 医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療保険適用後の入院、通院医療費を助成します。
③ 難病施策の推進	
ア 障がい福祉サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページに掲載します。 ・ 障がい福祉サービスガイドで周知します。
イ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知及び保健所との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページに掲載します。 ・ 障がい福祉サービスガイドで周知します。 ・ 保健所との連携を強化します。
④ 感染症予防・対策の推進	
ア 感染症予防・対策に関する取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症予防に関する情報を障がいのある人、その家族、障がい福祉サービス事業所へ周知・啓発します。 ・ 障がい福祉サービス事業所へ感染症対策についての研修を実施します。 ・ 関係部局と連携し、障がい福祉サービス事業所における感染症の発生時に必要な物資の備蓄や調達、輸送体制を整備できるよう進めます。 ・ 感染症発生時の支援・応援体制の構築を進めます。 ・ 遠隔手話通訳を実施します。 ・ 視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人のために音声や手話による情報提供を行います。

4 教育

現状と課題

アンケート調査の結果では、通所・通園・通学している子どもが困っていることについて、「特にない」を除くと、「授業や活動についていけない」「園や学校が遠い」がいずれも1割を超えています。また、障がいのある児童やその保護者が求める支援については、「障がい特性にあった教育環境」「障がいの程度・内容にあった教育・療育の機会」「進学相談・進路指導」が高くなっており、一人ひとりの状況や特性に応じたきめ細かな教育・支援が求められています。一方で、手帳を所持していない子どもでは「保護者が気軽に相談できる機会」「進学相談・進路相談」が約5割と高くなっており、相談できる場所についての情報提供が必要とされています。

また、国の「障害者基本計画（第5次）」では、病気の状態により学校に通うことが困難な病気療養児の支援の充実のため、ICTを活用した学習機会の確保を促進する方向性が新たに盛り込まれており、個々の実態に応じたICT機器の活用が必要です。

障がいのある人への理解を深めるために必要な取り組みについて、「学校における児童、生徒の障がいへの理解を促す教育」が約5割と最も高くなっており、特に障がいのない人、障がいのある児童等で8割を超えて高くなっています。学校における交流や福祉教育の充実が求められています。

国では、インクルーシブ教育制度が推奨されており、個別の教育的ニーズを必要とする児童生徒に対して、適切な指導、支援を行うための特別支援教育の体制づくりや、教育環境の整備が求められています。

基本的方向

障がいのある子どもが障がいのない子どもとともに、それぞれの状況に応じた教育・支援を受け、のびのびと成長できるよう、今後も教育環境を充実します。

また、教育現場における人材の確保・育成や、障がい福祉教育の推進により、教育現場における障がい理解の促進を図ります。

① 教育環境の充実

② 障がい福祉教育の充実

③ 生涯学習環境の充実

成果目標

項目	2022(令和4)年度 実績値	2026(令和8)年度 目標値

具体的施策

施策	取り組み
① 教育環境の充実	
ア 特別支援教育コーディネーターの質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の特別支援教育コーディネーターのための研修を開催します。 ・校内研修を実施します。
イ 学校生活支援員の配置の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・通常学級、特別支援学級に学習支援や生活支援、生活介助を行う学校生活支援員を配置します。
ウ 未就学児の就学相談、児童・生徒の教育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児の就学相談活動を教育研究所の就学支援員が実施します。 ・未就学児の就学を就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。 ・児童・生徒の就学を校内教育支援委員会、就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。 ・愛知県教育委員会や特別支援学校などが実施する教育相談を紹介します。 ・教育委員会に社会福祉士等の資格を有するスクール・ソーシャルワーカーを配置します。 <p>◎ICTを活用した学習機会の確保や環境整備を推進します。</p>
エ 学校への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県障害児等療育支援事業の学校での実施に協力します。
オ 特別支援教育連携協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育連携協議会の設置を進めます。
カ サポートブックの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートブックの積極的な活用を促進します。 ・保育園、幼稚園、小中学校、特別支援学校へ周知します。
キ 訪問看護師の派遣	<p>◎地域の学校に在籍している医療的ケア児について、保護者が医療的ケアを希望される場合は、訪問看護師の派遣を行います。</p>
② 障がい福祉教育の充実	
ア 障がい福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が実施する福祉体験学習に、社会福祉協議会が機材の貸出や講師を派遣することを通して支援します。 ・地域において福祉体験学習や地域ぐるみの福祉教育を支援します。
イ インクルーシブ教育・交流学习等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します。 ・小中学校と特別支援学校の交流を行います。

	施策	取り組み
		<ul style="list-style-type: none"> ・ けやきの子運動会、けやきの子作品展を開催します。 ・ 障がいのある子どもと地域の子どもや地域の住民との相互交流を、居住地校交流等を通して行います。 <p>◎特別支援学級の教員、特別支援教育コーディネーターや学校生活支援員(介助員含む)に対して、インクルーシブ教育についての研修を開催します。</p>
③ 生涯学習環境の充実		
	ア 各種講座の開催	<p>◎関係団体と連携し、学校を卒業した障がい者の生涯学習支援に向けて研究及び各種事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実践パソコン講座を開催します。 ・ 障がいの特性に配慮した講座を開催します。 ・ 高齢者の生きがいづくりや社会参加を推進する講座を開催します。
	イ 図書の充実と読書サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 録音図書、点字図書を製作します。 ・ ボランティアによる対面読書を行います。 ・ 図書無料郵送貸出を実施します。 ・ 録音図書、点字図書、大活字図書、LLブックの貸出を実施するとともに、事業内容を周知します。 ・ 音訳技術講習会を開催します。 ・ 音訳デジタル録音技術講習会を開催します。
	ウ ボランティアなど人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点訳奉仕員養成講座を開催します。 ・ 「聞こえ」のボランティア養成講座を開催します。 ・ 手話奉仕員養成講座を開催します。 ・ 読み書き(代筆・代読)情報支援員養成講座を開催します。

5 文化芸術活動・スポーツ等

現状と課題

2018（平成30）年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとなっています。

アンケート調査の結果では、障がいのある人の余暇の過ごし方について、「テレビを見る」が約6割と最も高く、次いで「買い物に行く」が約4割、「スマートフォンを見る」が約2割となっています。一方、今後の余暇の過ごし方については、「旅行をする」「運動をする」が現状より高くなっており、多様な余暇活動への参加意向が表れています。

基本的方向

障がいの有無にかかわらず、誰もが文化芸術活動やスポーツ活動に参加できる社会の実現に向け、障がいのある人の参加を支援する体制づくりや機会の充実を図ります。

- ① 文化芸術活動の推進
- ② スポーツ・レクリエーション活動の推進

成果目標

	項目	2022(令和4)年度 実績値	2026(令和8)年度 目標値

具体的施策

◎は新規の取り組みです

	施策	取り組み
① 文化芸術活動の推進		
	ア 手話通訳者、要約 筆記者の派遣	・講演会などに手話通訳者、要約筆記者を派遣します。
	イ 創作活動及び発表 の機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の作品展の開催を支援します。 ・障がい者団体や事業所の作品展を開催します。 ・障がい者週間啓発事業を実施します。 ◎市役所に障がい者の作品を常設展示できる場を設けます。 ◎障がい者週間等の作品展において、表彰を行うことを検討します。 ◎障がい者の作品等を紹介できる、モニターの設置を検討します。 ・「あいちアール・ブリュット展」を周知します。
② スポーツ・レクリエーション活動の推進		
	ア 成績優秀者の顕彰	・国際的及び全国的規模のスポーツ大会で優秀な成績をおさめた人に春日井市スポーツ賞を交付し、顕彰します。
	イ 福祉文化体育館 (サン・アビリティーズ春日井)で の各種事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者スポーツ教養文化講座を開催します。 ・交流事業を実施します。
	ウ 利用料金の減免	・温水プールなどの利用料金を減免します。
	エ レクリエーション 活動の推進	・地区社会福祉協議会が実施する高齢者や障がいのある人が参加できる共生サロンの開催を支援します。
③ 交流の促進		
	ア 交流機会の拡大	・音楽活動や料理作り等を通じた、障がい児と高齢者の交流の場を設置します。

6 雇用・就業、経済的自立の支援

現状と課題

民間企業における就労においては、2023（令和5）年から障がいのある人の法定雇用率が段階的に引き上げられ、2026（令和8）年には2.7%となります。企業における障がい者雇用の割合は以前より伸びていますが、実際の雇用環境をめぐる相談や職場定着に至らない状況もあることから、雇用の拡大の促進と合わせて、雇用環境の質を上げていくための施策が求められています。

アンケート調査の結果では、障がいのある人の就労状況について、正社員、パート・アルバイト、自営業のいずれかで働いている人は、身体障がいのある人（65歳未満）、知的障がいのある人、難病患者でいずれも3割前後、精神障がいのある人は1割未満となっています。働いている人の現在の仕事に関する不安や不満について、「特になし」を除くと、「収入・手当が少ない」が難病患者、精神障がいのある人でいずれも約3割、身体障がいのある人、知的障がいのある人でいずれも約2割となっています。

また、65歳未満の現在働いていない人のうち就労意向がある人は、身体障がいのある人、難病患者のいずれも4割前後、精神障がいのある人、知的障がいのある人でいずれも3割前後となっています。働く上での必要な支援や配慮については、身体障がいのある人、精神障がいのある人、難病患者で「障がい（疾病）に応じて短時間の就労などができること」がいずれも約4割、知的障がいのある人、難病患者で「職場の人たちが障がいのことを理解すること」がそれぞれ約3割、約4割と高くなっています。多様な就業の機会や働き方の提供、合理的配慮の提供や支援の取り組みが求められています。

本市では、障害者就業・生活支援センターで職場の障がい理解等の支援を行っていますが、知的障がいのある人で約5割、その他の障がいのある人で約7割が「知らない、聞いたことがない」となっており、さらなる周知や、活用の促進が必要です。

基本的方向

障がいのある人の一人ひとりの個性や状況に応じた就労が可能となるよう、雇用者の理解や合理的配慮を促すとともに、関係機関と連携し、就労に関するきめ細かな支援を行います。

また、多様な雇用の場が確保できるよう、民間企業への働きかけや福祉的就労の場の拡充等を進めるとともに、優先調達等の取り組みにより、就労支援事業所の収入の拡大を図ります。

① 障がい者雇用の促進

② 福祉的就労の充実

成果目標

	項目	2022(令和4)年度 実績値	2026(令和8)年度 目標値

具体的施策

	施策	取り組み
① 障がい者雇用の促進		
	ア 雇用や就労の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等を紹介します。 ・ 障がい福祉の職場広報を行います。 ・ 就労移行支援や就労定着支援の利用を促進します。 ・ 障がいのある人を市役所の正規職員や会計年度任用職員として採用します。 ・ 一般企業の受け皿拡大や充実を図ります。 ・ ハローワークが実施する企業への障がい者雇用に関する理解促進や雇用拡大の取り組みに協力します。 ・ 障がいのある求職者を新たに雇い入れ継続して1年間雇用した企業に補助金を交付します。 ・ 農業と連携した障がい者雇用を支援します。 ・ 地域自立支援協議会で雇用等の促進方法について検討します。
	イ 相談支援や情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「はたらくためのガイドブック」により周知します。 ・ ハローワークとの連携を強化します。 ・ ジョブコーチの活用を促進します。 ・ 障害者就業・生活支援センターとの連携を強化します。 ・ 高齢の障がいのある人の社会参加や就労のニーズに対応し、就労継続支援事業所等を紹介します。
	ウ 障がい者就労施設からの物品等調達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労継続支援事業所等を紹介します。 ・ 障害者優先調達推進法に基づき、毎年度調達方針を作成し周知します。 ・ 調達実績をホームページで公表します。
② 福祉的就労の充実		
	ア 施設整備の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者福祉施設整備補助を行います。
	イ 障がいのある人が作った物品の販売促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元気ショップを実施します。 ◎市役所周辺の清掃業務の一部を障がい者就労施設等に委託し、就労支援事業所の収入の拡大を図るとともに、多様性社会の理解促進とコミュニケーションの場を提供します。
	ウ 工賃等の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所への実地指導を行います。 ・ 就労継続支援事業所等を紹介します。 ・ 市の委託業務等と就労継続支援事業所とのマッチングを行います。 ・ 元気ショップを実施します。

7 生活環境

現状と課題

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」では、建築物、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園などを新設または改築する場合は、移動等円滑化基準への適合が義務付けられています。2020（令和2）年の改正においては、市町村による「心のバリアフリー」の推進に関する事項が盛り込まれました。

アンケート調査の結果では、地域のくらしやすさについて「くらしやすい」「まあくらしやすい」の合計が約9割となっています。本市では、計画的に歩道や公共施設等のバリアフリー化を行っており、今後も、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方に基づいた身近な生活環境の整備が必要です。また、生活を送る上で必要な情報を得る手段について、「特にない」を除いて、「地域のバリアフリーマップ（多機能トイレや安心して通行できる場所を示した地図）の作成」が身体障がいのある人、難病患者でいずれも約3割と最も高くなっています。

障がいのある人の住まいについて、将来暮らしたい場所については、「自宅」が知的障がいのある人で約6割、その他の障がいのある人で7割以上と最も高くなっており、在宅でも不自由なく暮らせるような住環境の整備が必要です。また、知的障がいのある人では「グループホーム」も約2割と他の障がいのある人と比べて高くなっています。自立して生活することを望む障がいのある人に対して、グループホームをはじめとした住居の確保を支援することが求められます。

基本的方向

障がいのある人が安心した生活を実現できるよう、障がいのある人の意見を踏まえ、道路や公共施設等のバリアフリー化、外出・移動の支援を推進します。

また、障がいのある人のニーズを把握し、地域で快適に暮らせる多様な住環境を整備できるよう、事業者への働きかけを行います。

① 福祉のまちづくりの推進

② 住環境の整備

成果目標

項目	2022(令和4)年度 実績値	2026(令和8)年度 目標値

具体的施策

◎は新規の取り組みです

	施策	取り組み
① 福祉のまちづくりの推進		
	ア 歩道や公園の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等の要望により歩道の段差解消を行います。 ・公園を障がいのある人に配慮して整備します。
	イ 駅や公共施設の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点となる駅やその周辺を障がいのある人に配慮して整備します。 ・市役所や出先機関を障がいのある人に配慮して整備します。
	ウ かすがいシティバスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者・付添人の運賃を減免します。 ・かすがいシティバスのネットワークやダイヤを再編します。
	エ 各種委員会や協議会等への委員登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種委員会、協議会などの委員に福祉分野からの参画を進めます。
	オ 旧西藤山台小学校跡地の利活用	◎旧西藤山台小学校跡地について、障がい福祉サービス事業所やカフェ、薬局、フィットネスジムなどを含む、地域の交流の場として整備・活用をめざします。
② 住環境の整備		
	ア 住宅の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅総合再生計画に基づき住宅を整備します。
	イ 住宅改修費の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がいのある人の住宅改修費を一部助成します。
	ウ グループホームの整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉施設整備補助を行います。 ・重度の障がいのある人への支援を行う日中サービス支援型共同生活援助の実施に向け、事業所に働きかけを行います。

8 情報アクセシビリティ

現状と課題

2023（令和4）年5月に、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。この法律は、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するための情報の取得や意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的としており、本市においても法律に則り、取り組みを進めていく必要があります。

アンケート調査の結果では、福祉などの情報を得る方法は、「携帯電話・スマートフォン」が身体障がいのある人で約4割、障がいのある児童等で約5割、「施設や事業所」が知的障がいのある人で約3割、「市の広報」が精神障がいのある人で約3割、難病患者で約5割とそれぞれ最も高くなっています。また、情報を入手するために必要な取り組みについて、「わかりやすい表現やひらがなによる広報の作成」が知的障がいのある人で約4割、障がいのある児童等で約5割とそれぞれ最も高くなっています。障がい種別、年齢、居住形態などの対象者に合わせて効果的に情報を発信することが必要です。また、障がいのある人の視点に立った支援を行うために、意思疎通支援の取り組みも求められます。

家族へのアンケート調査の結果では、サービスの利用方法やその内容について、「知らない」「あまり知らない」の合計が約5割となっています。必要な情報が必要な人に確実に届くよう、分かりやすい情報発信や多様な媒体の活用など、発信手段の工夫が求められています。

基本的方向

必要な支援や制度の情報が確実に届くよう、情報提供の充実を図ります。

また、障がいの特性にあった情報提供や意思疎通支援ができるよう、多様な情報媒体による発信やコミュニケーションツールの充実、意思疎通支援の人材育成を行います。

① 情報提供の充実

② 意思疎通支援の充実

成果目標

項目	2022(令和4)年度 実績値	2026(令和8)年度 目標値

具体的施策

◎は新規の取り組みです

	施策	取り組み
① 情報提供の充実		
	ア 制度やサービス内容の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページに掲載します。 ・ 障がい福祉サービスガイド等を作成し配布します。
	イ 視覚障がいや聴覚障がいのある人などに配慮した情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政情報サービス（ホームページなど）を行います。 ・ 自動応答システム「教えて！道風くん」により、ホームページや LINE からの問い合わせに自動で回答します。 ・ 春日井市公式アプリ「春ポケ」で市民一人ひとりに合った情報を提供します。 ・ 声の広報かすがいを作成します。 ・ 声のかすがい市議会だよりを作成します。 ・ 音声コードの活用を促進します。 ・ 大活字版サービスガイドを作成します。
	ウ 分かりやすい情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者団体から意見を聴取します。
	エ ICTの活用による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ◎公式 LINE での情報提供を行います。 ◎各種手続きの電子申請の推進や ICTの活用を検討します。
② 意思疎通支援の充実		
	ア 手話通訳者の設置と手話通訳者、要約筆記者の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所に手話通訳者を設置します。 ・ スマートフォンやタブレットの画面を介した手話通訳を実施します。 ・ 遠隔手話通訳を実施します。 ・ 医療機関などへ手話通訳者、要約筆記者を派遣します。
	イ ボランティアなど人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点訳奉仕員養成講座を開催します。 ・ 「聞こえ」のボランティア養成講座を開催します。 ・ 手話奉仕員養成講座を開催します。 ・ 読み書き（代筆・代読）情報支援員養成講座を開催します。

9 防災・防犯

現状と課題

アンケート調査の結果では、災害時の情報取得手段について、「携帯電話・スマートフォン」が身体障がいのある人で約3割、障がいのある児童等、難病患者で約4割、「家族」が知的障がいのある人で約4割、「テレビ」が精神障がいのある人で約3割とそれぞれ最も高くなっています。障がい種別、年齢、居住形態などの対象者に合わせて効果的に情報を発信することが必要です。

災害時にひとりで避難できるかについて「ひとりでは避難できない」が約5割となっており、特に知的障がいのある人で約6割と高くなっています。一方で、災害時要援護者避難支援制度について、「知らない」が約7割となっています。国では、2021（令和3）年5月に「災害対策基本法」が改正され、避難行動要支援者ごとの「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされました。本市においても、個別避難計画の作成に向けて自主防災会や関係各課と協議を行い、具体的な手法を検討しています。今後、制度等のさらなる周知が求められます。

災害などの緊急事態に困ることについて、「どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい」が知的障がいのある人で約8割、精神障がいのある人で約5割、障がいのある子どもで約8割となっており、「一般の避難場所では、投棄や治療を受けることが難しい」が身体障がいのある人、難病患者でそれぞれ約4割と高くなっています。また、災害時に備えて地域で取り組むべきことについては、「災害時の医療体制の確立」が身体障がいのある人で約3割、難病患者で約5割、「災害時の情報伝達方法の確立」が知的障がいのある人で約3割、障がいのない人で約5割、「災害時の生活を支援する体制の確立」が精神障がいのある人で約3割、「障がいなど配慮が必要な人のための支援物資の確保」が障がいのある子どもで約4割となっています。災害発生時の対応の充実や避難時の懸念緩和に向けた取り組み、特性に応じた配慮や備えが必要です。

災害時には行政や事業所、家族だけでなく、地域での支え合いが重要になります。障がいのある人の近所付き合いについては、知的障がいのある人、精神障がいのある人で「ほとんど付き合いはない」が約3割となっています。地域住民の障がい理解を促進し、災害時に協力できる体制づくりや、日ごろからの地域との交流が求められます。

また、障がいのある人をねらった悪徳商法等の消費者被害や、障がいのある人に対する性犯罪等への対応を進めて行く必要があります。防犯知識の周知や情報提供、地域における防犯体制の強化等、犯罪被害を未然に防ぐための取り組みの充実が求められます。

基本的方向

障がいのある人が安心、安全に生活ができるよう、障がいの特性を踏まえた防災訓練の実施、避難所の環境整備等、防災対策を充実します。

また、地域や警察等と連携した防犯体制の強化や地域での支援・見守りの充実を図ります。

- ① 防火・防災対策の充実
- ② 防犯対策の充実
- ③ 見守り活動の充実

成果目標

項目	2022(令和4)年度 実績値	2026(令和8)年度 目標値

具体的施策

施策	取り組み
① 防火・防災対策の充実	
ア 緊急時の情報提供・通信体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心情報ネットワークを活用します。 ・保護者向け緊急メール配信サービスを活用して周知します。 ・災害時要援護者台帳に登録した人に避難情報を提供します。 ・Net119、FAX119により、火災・救急の通報を受け付けます。
イ 地域における災害時の支え合い、助け合いの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難支援等の実効性を高めるため、災害時要配慮者の避難支援の個別計画の策定を進めます。
ウ 災害時要援護者避難支援制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・水防訓練等の場を活用して周知します。
エ 福祉施設における防火・防災訓練等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設での消防訓練を実施します。 ・小規模福祉施設関係者に対する講習会を開催します。
オ 災害に強い地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練を実施します。 ・防災講話を開催し、障がいのある人への理解を促進します。 ・地域における防災マニュアル作成の手引きを配布します。 ・地域の防災訓練への参加を促進します。
カ 避難所のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープを設置します。 ・災害用簡易組立トイレ（要配慮者対応）を設置します。 ・防災倉庫へ聴覚障がい者支援セットを設置します。 ・防災倉庫へ聴覚障がい者支援ボード（掲示用）を設置します。 ・福祉避難所に車椅子対応型マンホールトイレを配備します。

	施策	取り組み
	キ 要配慮者のための避難所の指定	・福祉避難所について周知します。
② 防犯対策の充実		
	ア 防犯知識の普及と啓発	・防犯講話を開催します。 ・消費生活相談を実施します。
③ 見守り活動の充実		
	ア 見守り活動の体制強化	・地域見守り連絡会議を開催します。 ・地域見守り活動に関する協定を水道、ガス、郵便局、銀行、新聞店などの民間事業所等と締結します。 ・地区社会福祉協議会が実施する地域見守り事業の取り組みを支援します。

10 差別の解消及び権利擁護の推進

現状と課題

2015（平成27）年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「誰一人取り残さない」という理念が掲げられています。誰もが障がいのあるなしに関わらず、相互に尊重し合える社会となるよう、市民一人ひとりの、障がいや障がいのある人に関する正しい理解を深めていく必要があります。

アンケート調査の結果では、普段の生活で不適切な対応をされたり、いやな思いをしたりした経験については、「よくある」「ときどきある」の合計が約3割となっています。特に知的障がいのある人、障がいのある子どもでいずれも約4割と他の障がいのある人と比較して高くなっています。また、障がいのない人へのアンケート調査の結果でも、障がいを理由とする差別や偏見があると思うかについて、「あると思う」「少しはあると思う」の合計が9割以上と、ほとんどすべての人が何らかの差別や偏見が存在していると回答しています。

「障害者差別解消法」では、障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の提供が定められていますが、アンケート調査の結果では、「合理的配慮」の認知度について、障がいのある子どもで約2割である以外は、障がいのある人においても障がいのない人においても約1割と低くなっており、前回調査（2019（令和元）年度調査）から大きな変化はありません。障がいのある人を含め、市民全体に広く周知していく必要があります。さらに、2021（令和3）年5月に「障害者差別解消法」が改正され、事業所による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。事業所においても、障がいのある人の特性や職場の状況を踏まえた合理的配慮の取り入れについて、理解を深めるとともに実践していくことが求められます。

障がいのある人の虐待防止や権利擁護について、「障害者虐待防止法」を「知らない、聞いたことがない」が約5割となっており、前回（2019（令和元）年度調査）よりもわずかに増加しています。また、「成年後見制度」については、精神障がいのある人で「知らない、聞いたことがない」は減少していますが、全体として認知が進んでいないため、さらなる周知・啓発が必要です。

基本的方向

障がいのある人への差別・偏見を解消するとともに、平等な社会参加が確保されるよう、教育・啓発や交流を通じて障がいに対する市民の正しい理解の普及や定着を図ります。

また、成年後見制度をはじめ権利擁護のための制度の普及や、障がい者虐待を防止する取り組みを進めるとともに、共生社会の実現に向け、当事者団体等の活動を支援します。

- ① 障がいを理由とする差別の解消の推進
- ② 権利擁護の推進
- ③ 障がい福祉教育の充実
- ④ 地域共生社会の推進

成果目標

	項目	2022(令和4)年度 実績値	2026(令和8)年度 目標値

具体的施策

◎は新規の取り組みです

	施策	取り組み
	① 障がいを理由とする差別の解消の推進 重点	
	ア 障がい者の権利と差別解消に関する啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発チラシにより周知します。 ・講演会を開催します。 ・障がい者週間や市のイベント等で周知します。 ◎市内の企業に対して、合理的配慮の提供等について周知します。
	② 権利擁護の推進 重点	
	ア 障がい者虐待防止に関する関係機関との連携強化や相談体制の整備、啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待防止センターを周知します。 ・権利擁護連絡会議を開催します。 ・虐待対応時の一時保護に関する協定を施設と締結します。 ・緊急時に一時保護する居室を確保します。 ・啓発チラシにより周知します。 ・権利擁護に関するセミナー等講演会を開催します。 ・障がい者週間や市のイベント等で障がい者虐待防止ホットラインについて周知します。 ・子ども・若者総合支援地域協議会要保護児童対策部会実務者会議を開催します。

	施策	取り組み
	イ 成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護連絡会議を設置します。 ・市民後見人育成研修を開催します。 ・高齢者・障がい者権利擁護センターを中核機関として位置づけ、成年後見制度の利用を促進します。
	ウ 日常生活自立支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用を促進します。
③ 障がい福祉教育の充実		
	ア 障がい福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が実施する福祉体験学習に、社会福祉協議会が機材の貸出や講師を派遣することを通して支援します。 ・地域において福祉体験学習や地域ぐるみの福祉教育を支援します。
	イ 交流学习等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します。 ・小中学校と特別支援学校の交流を行います。 ・けやきの子運動会、けやきの子作品展を開催します。 ・障がいのある子どもと地域の子どもや地域の住民との相互交流を、居住地校交流等を通して行います。 <p>◎特別支援学級の教員、特別支援教育コーディネーターや学校生活支援員(介助員含む)に対して、インクルーシブ教育についての研修を開催します。</p>
④ 地域共生社会の推進		
重点		
	ア 障がい理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の作品展の開催を支援します。 ・障がい者団体や事業所の作品展を開催します。 ・障がい者週間啓発事業を実施します。 ・保健、医療、福祉関係者により地域包括ケアシステムを協議します。 ・障がいのある人、高齢者及び成年後見の相談業務を行うセンターを総合福祉センターに集約し、包括的な相談支援を行います。
	イ 当事者団体やボランティアの活動支援、交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者団体の活動を支援します。 ・障がいのある人と関わるボランティアへの参加を促進し、活動を支援します。 ・事業所の地域との交流を促進します。

11 行政サービス等における配慮

現状と課題

障がい福祉に関わる、様々な支援やサービスの提供を当事者の視点に立つて行うためには、市職員が障がいについて理解を深めることや、庁内外の関係機関が連携を強化することが大切です。本市では、「障害者差別解消法」に基づき職員対応要領を定めており、「差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」といった、障がいのある人への適切な対応に努めています。

また、障がいのある人が自らの権利を円滑に行使するためには、選挙等において必要な環境を整備することが求められています。

職員一人ひとりの対応や環境整備、行政サービスの分かりやすい案内など、様々な場面での合理的配慮の提供を進めていくとともに、情報提供や各種手続き等の情報アクセシビリティを高めていくことも必要です。さらに、職員は障がいに対する知識を習得するだけでなく、交流等を通じて配慮のある接し方等も身につける必要があります。

基本的方向

障がいのある人が行政サービスの利用等において適切な配慮を受けられるよう、各行政機関において職員対応要領を踏まえた対応を行います。そのために、障がいに対する理解を促す研修等を実施します。

また、選挙の投票等における障がいのある人に配慮した環境づくり、アクセシビリティに配慮した情報提供、意思疎通支援に取り組みます。

- ① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進
- ② 選挙における配慮
- ③ 情報提供の充実

成果目標

項目	2022(令和4)年度 実績値	2026(令和8)年度 目標値

具体的施策

◎は新規の取り組みです

施策	取り組み
① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進	
ア 職員研修の実施	・障がいのある人に関する理解を深めるための職員研修を実施します。
イ 窓口等における配慮	・手話通訳者を設置します。 ・代読・代筆支援を行います。
② 選挙における配慮	
ア 投票所における投票環境の向上	・スロープを設置します。 ・点字器を設置します。 ・コミュニケーションボードを設置します。 ・代理投票の適切な実施等に取り組みます。
イ 不在者投票の適切な実施	・指定病院等における不在者投票の適切な実施を促進します。 ・郵便等による不在者投票の適切な実施を促進します。
③ 情報提供の充実	
ア アクセシビリティに配慮した情報提供	・市政情報サービス（ホームページなど）を行います。 ・自動応答システム「教えて！道風くん」により、ホームページやLINEからの問い合わせに自動で回答します。 ・春日井市公式アプリ「春ポケ」で市民一人ひとりに合った情報を提供します。 ・声の広報かすがいを作成します。 ・声のかすがい市議会だよりを作成します。 ・音声コードの活用を促進します。 ・大活字版サービスガイドを作成します。
イ ICTの活用による情報提供	◎公式LINEでの情報提供を行います。 ◎各種手続きの電子申請の推進やICTの活用を検討します。
ウ 事業者に対する情報提供	◎市内の事業者に対して、合理的配慮の提供等について周知します。 ◎愛知県が開催する年間の研修予定を、障がい福祉サービス事業所等に周知します。



.....

**第5章
計画の推進**

.....

1 庁内関係機関の連携

2 関係機関の連携

3 広報・啓発活動の推進

4 計画の進行管理



資料編

1 策定の経緯と体制
